

2016

3

MARCH

Vol.64

Produce by
Osaka pref. Industrial Waste Association

Clean Life

クリーン
ライフ



株式会社 関電L & A

特集

第3回地球環境保全のための3R推進フォーラム
「地域における3R社会の未来」

公益社団法人 大阪府産業廃棄物協会

平成28年度

廃棄物管理士講習会

受講対象

産業廃棄物の処理を委託又は受託し、適正に管理していくために必要な法的知識を習得したいと考えている方等

受講料

10,000円（資料代／消費税込み）

開催期日

	開催日	受講日数	定員
平成28年	7月 8日(金)	1日	100名
	8月26日(金)	1日	100名
	10月 7日(金)	1日	100名
	11月25日(金)	1日	100名
平成29年	2月10日(金)	1日	100名
	3月24日(金)	1日	100名

開催場所

天満研修センター

大阪市北区錦町2-21 TEL 06-6354-1927



詳細案内および実施要領の配布開始の時期については、5月上旬を予定しています。

詳しくは本会ホームページをご覧ください。

URL/<http://www.o-sanpai.or.jp/>

実施機関

公益社団法人 大阪府産業廃棄物協会

〒540-0011 大阪市中央区農人橋 1-1-22(大江ビル3階) URL/<http://www.o-sanpai.or.jp/>

TEL 06-6943-4016

FAX 06-6942-5314

C O N T E N T S

特集●第3回地球環境保全のための3R推進フォーラム開催報告	2
行政情報●	22
●廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正等について (平成27年11月24日環廃産発第1511242号)	
●廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定について (平成27年12月3日事務連絡)	
●廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について (平成27年12月21日環廃対発第1512211号・環廃産発第1512212号)	
●廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令等の施行について (平成27年12月25日環廃対発第1512253号・環廃産発第1512254号)	
●店頭回収された廃ペットボトルの等の再生利用の促進について (平成28年1月8日環廃企発第1601085・環廃対発第1601084・環廃産発第1601084)	
●産業廃棄物処理業者により食品が転売された事案について (平成28年1月18日環廃対発第1601184号・環廃産発第1601186号)	
●動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処分業者等への立入検査等の強化について (平成28年1月20日環廃企発第161201号・環廃産発第1601201号)	
●廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第11項及び第14条の4第11項に規定する 「生活環境の保全上必要な条件」に係る留意事項について (平成28年2月2日環廃産発第1602021号)	
●廃棄物処理におけるジカウイルス感染症対策について (平成28年2月5日環廃対発第1602051号・環廃産発第1602052号)	
●有害ばく露作業報告対象物(平成28年対象・平成29年報告)について (平成27年12月25日基安発1225第1号)	
事業報告●	48
クローズアップ!●	52
「廃棄物のリサイクルや不法投棄の撲滅を推進・啓発する イラストのデザイン募集」審査結果発表	
廃棄物処理先進事例調査●	54
●第16回(大栄環境株式会社 三木リサイクルセンター堆肥化施設 「コンポストファクトリー」)	
新規入会会員紹介●	60
新刊紹介●	63
会員紹介●株式会社関電L&A	64
バックナンバーのご案内●	70
●Clean Life ●よくわかるシリーズ ●廃棄物法制等普及促進シリーズ	

表紙写真提供：株式会社関電L&A

〒530-0047 大阪市北区西天満4-8-17 宇治電ビルディング9F

写真：南港作業所 大阪市住之江区平林北1-1-3

特集

第3回地球環境保全のための 3R推進フォーラム 「地域における3R社会の未来」



開催日時：開催日時：平成27年12月4日(金) 13時30分～16時30分

開催場所：阪急うめだホール（阪急百貨店うめだ本店9階）

プログラム

開催挨拶 公益社団法人大阪府産業廃棄物協会 会長 片瀧 昭人

基調講演「人類と地球の関係が変わる21世紀～未来予想図～」

安井 至氏（一般財団法人持続性推進機構・理事長／

東京大学名誉教授・国際連合大学元副学長）

パネルディスカッション「サステイナブルな大阪へ、私たちのこれから」

【パネリスト】

安井 至氏（一般財団法人持続性推進機構・理事長／

東京大学名誉教授・国際連合大学元副学長）

森 摂氏（株式会社オルタナ代表取締役 編集長）

濱田 篤介（本会理事／株式会社浜田代表取締役）

【コーディネータ】

辛坊 治郎氏（ニュースキャスター／株式会社大阪綜研 代表）

閉会挨拶 公益社団法人大阪府産業廃棄物協会 副会長 井出 保

◆パネルディスカッション◆

【司会】皆様、お待たせいたしました。それでは、ただいまからパネルディスカッションを始めてまいります。

では、早速、パネリストの皆様をご紹介させていただきますでしょう。

まずは舞台中央より、先ほどご講演いただきました安井至さんです。(拍手)

続きまして、株式会社オルタナ代表取締役社長で、環境とCSRにフォーカスした日本唯一の雑誌「オルタナ」の編集長、森摂さんです。(拍手)

続きまして、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会理事で、株式会社浜田代表取締役、瀧田篤介さんです。(拍手)

そして、コーディネーターはニュースキャスターで、株式会社大阪総合研究所代表、辛坊治郎さんです。(拍手)

さて、今回のディスカッションのテーマは、「サステナブルな大阪へ、私たちのこれから」です。

それでは、皆様、よろしくお願いいたします。

【辛坊】よろしくお願いいたします。進行の辛坊でございます。

今回は、第3回地球環境保全のための3R推進フォーラムということで、過去2回にわたって、去年、おとしとやってまいりましたフォーラムの3回目、そして集大成でございます。今日、一定の大きな結論を導いて、この3回を締めくくればいいなど考えておりますので、今日のパネリストの皆さんは、過去2回に比べると、ずっと重責であるということで、ひとつよろしく申し上げます。

1回目のディスカッションは、「地域における3R推進への道筋」というタイトルで、行政の取り組みに焦点を当てて、おとし、お届けいたしました。中で結論というほどではありませんけれども、大きな方向性として「三方よし」という言葉が取り上げられまして、「事業者よし」、「処理業者よし」、そして「市民よし」、これを目指すべきであると。

そして、去年ですが、第2回目は、「共有価値の創造に向けた企業の挑戦」というテーマで、企業の役割に焦点を当てて、今後この3Rを推進していくための原動力となるべきは、CSRからCSVであると。ご存じのようにCSR(Corporate Social Responsibility)ですか、企業の社会的責任として何をやるかという価

値観ではなくて、CSV(Createing Shared Value)、共通の価値をどうやってつくっていくか。いろんな人たちを巻き込みながら、新しい価値の創造という、いわゆる企業の社会的責任を超えたところにやはり目標点を置くべきではないのかということで、1回、2回、進めてまいりまして、今回が集大成の3回目です。

今回は、テーマが「サステナブルな大阪へ、私たちのこれから」、市民の取り組みに焦点を当てて話を進めてまいりたいと思います。まあ、まさにサステナブル、どうやったら持続可能なのか。先ほどの基調講演の安井先生のお話の基本テーマでもありましたけれども、このあたりを軸に今日は皆さんと討論を進めてまいりたいと思います。

どうぞ皆さん、よろしくお願いいたします。(拍手)

まず、安井先生は先ほど基調講演をいただきましたので、大体3時10分ぐらいから15分ぐらい、私とのやりとりの中で、これから一体我々の生活、社会はどうなっていくのかというお話をもう一度していただきますが、その前に、パネリストのお二方に自己紹介を兼ねて、この問題について思うところを述べていただきます。

まずは、森さんからお願いしましょうか。株式会社オルタナ代表取締役社長、そして編集長でいらっしゃいます。森摂さん、お願いします。

【森】皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。株式会社オルタナは東京の会社なんですけど、実は私は大阪生まれ、奈良育ちです。第一の故郷は関西だと。そして、関西の復活がない限り、日本の将来はないと強く思っていますので、ここからはちょっと大阪弁でしゃべらせていただきたいと思います。

私は何者かということ、元々新聞記者を20年やっています、その後、独立してこの会社をつくりました。日本で唯一の環境サステナビリティ、あるいはCSRの雑誌であります。どういう雑誌かということ、ちょっとこれは古い紙面なんですけど、一番左、どなたがおわかりでしょうか。宮沢賢治なんです。宮沢賢治というのは、ものすごく地元の地域の農業に貢献をされた、実は地質学者なんですけど、こういった第1次産業のネタから、あるいはピーター・ドラッカー、コトラー、ポーターとかいう経営の、特にCSRと経営論をやったり、一番右側は孫さんで、この時は原発事故の直後だったので、エネルギー問題の特集したりと、ビジネス情報誌なんですけど、すごい幅が広くて、それだけやっているほうもすごく楽しくやっております。

紙の雑誌以外は、「オルタナS」という、「S」というのは「Social」と「Student」をかけた言葉で、要は若者たちって最近すごくソーシャルに目覚めているんです。世の中を何とかよくしたいとか、地球全体の課題あるいは途上国の課題、ものすごく関心が高い若い子がすごく増えていると。

この間、話を聞いたのは、地元大阪でHomedoorというNPOをやっている川口加奈さん、あいりん地区のホームレスを何とか働けるように、レンタル自転車の事業を始めて、かなり東京でも有名になってきたんですけど、こういった話なんか積極的にやっています。

さっき、辛坊さんのほうから、第2回はCSRからCSVへという流れだったとお伺いしまして、ちょっとここだけ一言コメントをさせていただくとすると、CSRからCSVへという、なんかCSRは古いもののようなイメージがあるんですけど、実はそうではないと。僕がよく申し上げているのは、オリンピックで例えると、CSRはルールである。CSVは競技である。つまり、ルールを忘れた競技はあり得ないということですね。

もう1つ大事なものは、このルールが国際ルールなんです。よく変わるんです。ころころ変わるんです。例えば、昔バレーボールの1セットは15点だったと思うんですけど、いつのまにか25点になっている。あるいは柔道着の色が白から青に変わっているとか、どんどん国際ルールが変わっていくと。

その中で、今度、企業の社会的責任を果たすということも訳語はあるんですけど、これも最近ちょっと違うんじゃないかと言われているのは、レスポンスビリティというの、英語で言うと「Responsibility」つまり対応力と。つまりCSRは企業の社会対応力であると。もちろん社会的責任という言葉は大事なんですけど、それに加えて、最近ではこういう訳語が出てきているということをちょっとご説明した上で、やっぱりそれはルールですごく大事なところで、それに基づいたCSVをという見方がいいんじゃないかなと思ひまして、あえて一言述べさせていただきました。どうもありがとうございます。

【辛坊】 ありがとうございます。

雑誌の「オルタナ」ですが、海外取材なども非常に幅広く展開していらっしゃいます。後ほど、その中で最新の号で取り上げられた海外の住民の皆さんがどうやって環境問題にかかわっていらっしゃるのか、3Rということにかかわっていらっしゃるのか、この辺

の報告をしていただくことになっております。

それでは、続いて濱田篤介さん、お願いいたします。公益社団法人大阪府産業廃棄物協会理事で、株式会社浜田の代表取締役でいらっしゃいます。お願いします。

【濱田】 濱田と申します。よろしく申し上げます。先ほど紹介いただきましたとおり、会社の紹介と兼ねて、今回、主催者の大阪府産業廃棄物協会の理事も務めておりますので、その立場でも少し協会の宣伝も含めて、自己紹介を兼ねてやらさせていただきます。

会社名は株式会社浜田と。何をやっている会社か全然わからないと思うんですけど、事業内容はこの後、少し簡単に説明させていただきます。

先ほど安井先生の話で、3代で会社を潰すというか、身上を潰すという話はよくあるんですが、私は2代目で、あともう1代しか残らないかなと思っているんですが、2代目で社長をやっております。実は30歳の時に親の会社に戻りまして、22年前になるんですけども、その時は従業員数も、この10分の1ぐらいで、売り上げも10分の1ぐらいだったと思います。頑張ってきたつもりなんですけれども、こういう会社で勤めております。

少し自己紹介をさせていただきますと、30歳の時にこの業界に入ってすぐに産廃業をやるということで、この協会に入らせていただきまして、2005年から協会の理事をさせていただいております。そんな中で、今、組織広報委員会というのに属しておりまして、今日、皆さん、ノベルティーのかばんの中に「Clean Life」という雑誌が入っていたと思います。協会が発行するこういった書籍の発行の内容を詰めたりとか、そういうことをやっています。

もう1つ、『廃棄物のトリセツ』という本ですね。今日は一般の方もいらっしゃると思います。産廃って非常に難しいんですけど、そういったものも漫画なんかを使って、すごくわかりやすく説明しているつもりなので、こういったことの活動もしております。

この3R推進フォーラムも3年目になるんですが、実行委員会のほうにも3年前から企画に加わっておりまして、まさか、今日、この壇上で僕が話すことになるとは思っていなかったんですけど、つたない話ですが、ちょっと聞いていただければと思います。

先ほども言いましたけれども、社名からは何をやっている会社かよくわかんないですけども、もともと私が入った時は、製鋼原料と書いていますけど、簡単に言うと鉄くず屋です。スクラップを集めて切ったり固めたりして、製鉄メーカーに売るといった商売をやっ

ていました。当時、今もそう、鉄くずをさわり始めて、非常に状況は悪いんですけども、鉄くずを集めるために上流工程の仕事をやろうじゃないかということで、鉄くずが出る商売ということで解体事業をやったりとか、それで私が入ってから産廃をやり始めようと。要するに、使い終わったごみの中から鉄とか銅とかアルミとかステンレスをほじくり出して、それをリサイクルすると。残った廃棄物を適正に処理するという仕事をやり始めました。

最近になって、もう1つ新しい事業ということで、使い終わった鉛のバッテリーがたくさん金属物と一緒に出てくるんですけども、これをリサイクルということで、そういう精錬メーカーに売却していたんですけども、これ、もしかしたらもうちょっと使えるんじゃないかなということで、そういったもののリユースをする仕事を含めて、太陽光の仕事をやったりとか、太陽光とリユースできるようになったバッテリーと組み合わせたエネルギー事業とか、そういった新しいことをやっています。

我が社の成長戦略ということで幾つかあるんですけど、まずはエリア戦略ということで、先ほどありましたように大阪の高槻というところに工場があるんですけども、2011年にM&Aということで京都のオカガミという同業者の買収をして、京都に拠点をつくりました。2013年に東京の江戸川区の船堀というところに東京リサイクルセンター。来年2016年には、今許可申請の真ただ中ですが、これから整備をして2016年に大田区の京浜島というところにエコロジセンターと。東京はやっぱり景気がいいので、そっちのほうに進出しているという状況です。

もう1つが同業者のネットワーク、我々の仕事は非常に専門性と地域性が高いので、それを相互に補完し合うための仕組みということで、数社が中心になってエコスタッフ・ジャパンという会社を立ち上げて、今全国に展開しているところです。

もう1つが、「Employment」と英語で書いていますけれども、私が社長になった2003年から活動を始めて、新卒採用をやっております。2005年入社から数えて、今12年目の大学生の新卒採用をやって、優秀な人材を確保していこうということで努めております。

先ほどもありましたが、ソリューション事業ということで、エネルギー事業とかリサイクル用のプラントを食品メーカーさんに納めたりというような仕事もやっております。

経営理念と経営ビジョンを簡単にいきますと、3つ

の言葉で「誠実・感謝・感動」という言葉を大事にしましょうということで、経営理念は環境ソリューションのファーストコールカンパニーということで、英語が多いんですけども、もともと鉄くず屋さんですけど、いろいろやり過ぎて一言で言いにくくなったので、当社のことを環境ソリューション企業と呼んでいまして、その一番先にお呼びがかかる会社になりましょうよというのが、我が社の経営ビジョンという形でやっております。

どうぞよろしく申し上げます。

【辛坊】ありがとうございます。濱田さんは、今日は先進的な取り組みをしている企業ということで、後ほど報告いただきますが、それと同時に協会の理事としてのお立場でも、ご発言をお願いいたします。

さあ、進めてまいりましょう、最初のテーマはこちらです。「20年後、地球、私たちの暮らしで何が起きているのか」まず、これを抑えた上で、どうやってそれに対して何をどう解決していくのかという話で進めてまいりたいと思います。

このテーマは、安井先生にお願いしますが、先ほどは膨大な資料とともに詳細なお話をいただきましたので、その中で特に我々の身近なところで20年後、どうなりそうかというお話をしていただきたいんですが、よろしく申し上げます。

【安井】先ほど地球レベルの話ばかりで、個人の生活がどう変わるかというのは、実を言うと、あんまり専門にしていないんですけど、でもやはり日本という社会は、1つは人口の減るのは結構痛いことは痛いですよ。だからといって、さっき申し上げましたように、バングラデシュから移民を1,700万人入れるかよと言われると、どうかなど思ったりはしております。



そうなる、やっぱりそれなりにこの社会が継続可能になっていくというのが一番重要で、継続可能と持続可能って、一体それじゃ、何が違うのかという問題

に多分なるんですけど、継続可能というのは、多分個人が同じことをやっても、続く社会が継続可能な社会。持続可能な社会というのは、社会が継続可能にするために自分は変わるという社会だと私は思うんですね。ですから、なかなか難しいことなんですけど、結局、自分をどうやって変えていったら社会全体として、それが持続可能になってくるか。ある意味、自分を変えることが喜んでできる人間がどのくらい増えるかというのが非常に大きな問題なんですけど、例えば日本の年金問題に何をしたらって、やっぱり既得権益ですからね、これ。やっぱり今この年になって年金要らないよと、私も言えないし、なかなかつらいですよ。

そういう意味で、ここまで地球上で人類が繁栄してきて、それで化石燃料とのつき合い方も、1750年ぐらいから始めたつき合い方をそろそろやめなきゃいけない。多分2080年ぐらいにはやめなきゃいけないんですけど、2030年、だからそこでもって変曲点、要するに方向性が変わるんですね。というようなことになってきた時に、皆様の覚悟はどこまでできているのかという話になっちゃって、これはあんまり受け入れてくれそうもないなんて思いつつ、そんなことを言っていますね。

【辛坊】 安井先生、ぜひ伺いたいですけれども、今回、大変説得力のある先生の先ほどの基調講演だったんですが、世の中には、私もまだ番組をやっていると、どの番組とは言わないんですけど、日曜日の午後にはちょっと特殊な番組をやっていたりする。そうすると、「いや、地球は温暖化していない」とか、「温暖化したら大丈夫じゃないか」とか、「年金なんか破綻しない」とか、そういう人たちがまだまだこの国にはたくさんいるんですけど、ご専門のお立場から見て、そういう意見はどのようふうに見えていますか。

【安井】 それは結局、自分を変えたくないために言っているうそ、方便だと思っていますね。

【辛坊】 うそ、方便であると。

【安井】 はい。

【辛坊】 ぜひ、うちの番組へ出ていただけませんか。

【安井】 何ていうかな、もともとと科学者というかサイエンス側だと、あんまりそういうことを言うと大体受け入れられないので、あんまり言いたくはないんですけど、結局、温暖化は何をやっているのかというと、大気の組成をCO₂を出して変えちゃったというのが1つですよ。変えちゃって何が起きたかということ、地球には太陽がどんどんエネルギーをくれているわけですから、普通にやっているとエネルギーはたまっちゃ

う。だけど、今までの地球は、それを赤外線の色好で外に捨てているんですよ。捨てている赤外線を途中で温室効果ガスが吸収して一部分が戻ってきちゃうものだから、地球は今エネルギーをがんがんためこんでいる。これは誰が考えたってそうなんです。これが何もものを起こさないというのは、まあ、火をたいても、なぜか全然やけどをしないとか、それに等しいですよ。なんかすごい簡単な話なんですけど、何でこれどうそがつけるのか不思議でしょうがない。

【辛坊】 今のはなかなか1つキーワードで、「何でどうそがつけるのか」というのは、逆に全く立場の違う人がそういう本を書いてベストセラーになったりなんかしたことがありましたよね。

【安井】 やっぱり彼らにとっては、うそというよりも、結構そういうのを支持してくれるレイヤーというのがいっぱいあって、先ほど申しましたように、実を言うと、大企業はイノベーションを起こせないんです。大企業の従業員は、したがってイノベーションをやりたくても起こせないという非常に苦しい立場にあるものだから、ああいう思想に自分のよりどころを求めちゃうんですね。自分の会社を変えないで済むので、それで、そういう潜在的な社会のニーズって結構あるんですよ。したがって、それでもってお金をもうけて家を建てたい、辛坊さんの番組へ出ていた方なんかもおられますけど、誰だかは言いませんけど。

【辛坊】 そうすると安井先生、やっぱりこのまま放っておくと、この国は、我々の地球は、我々の生活は、やっぱり持続可能、サステナブルではないという現状でしょうか。

【安井】 と思いますけど。ただ、サステナブルって、そもそも定義がよくわからない。これは後で森さんにしっかり伺わなきゃいけないんですけど、サステナブルはさっき申したように、変わらないという意味じゃないんですよ。だから、要するに変わっちゃうんですよ、そちらもね。特に自分が変えることによって、何となく変わりながら転がっていけるような社会にするという意味なので、今のままの状態をずっと保とうというのが持続可能性ではないといえば、まあ、持続可能な社会は地球がどうなっても、つくり得るかもしれない。

【森】 ちょっとよろしいですか。

【辛坊】 どうぞ。

【森】 実は、私どもが雑誌を始めて、わりとすぐに安井先生のところに取材を何度もさせていただきまして、実はかなり影響を受けた雑誌なんですけど、先生

の言葉を代弁させていただくとすれば、さっき三角形の持続可能性の図がありましたよね。あその一番上に家族があったというのはすばらしいことだと思います。



例えば、22世紀というと、私たちは大分先のどのような気がしますけど、よく考えたら、安井先生はお孫さんがいらっしゃると思うんですけど、私も多分もう数年で孫ができるかもしれない。まだそれはわかりませんけど。つまり、2015年以降に生まれた彼らは、あと85年ということはおそらく22世紀に生きています。意外に近いと思いませんか。そこまで考えることが、おそらくはサステイナブルとか、サステイナビリティという話ではないかなと、そういうふうに思います。

【辛坊】 やはり事業をしていらっしゃる立場で、多分濱田さんも、このままいくと地球は、生活はサステイナブルではないのではないかと実感するような時もありになると思うんですが、いかがですか。

【濱田】 我々の仕事自体が、静脈産業という言い方をしていますけど、要するに後始末の仕事なんですね。今起こっているイノベーション、例えば太陽光発電とか、そういうことが、いわゆる固定買い取り制度、FiTですね、これで太陽光メガソーラーとかいっぱいできましたけれども、こういったものもサステイナブルなためのソリューションなんだけれども、これもいつかはやっぱり後始末をしないといけない時が来るということも考えて、いろいろやっていかないといけないなと考えております。

【辛坊】 静脈産業というのは、私もこのフォーラムをさせていただくという話で、実は初めて知って、業界の皆さんは認識していらっしゃるようですが、一度世の中に送り出したものを集めてきて、やっぱりもう一遍循環させないと、それは人間の体が持続可能ではないのと同じように、静脈の部分がうまく社会の中で機

能しないと、社会全体が人間の体と同じように機能しなくなるという意味では、なるほど世の中はそういうふうになっているんだなど。お三方の話で大変よくわかったのは、やっぱり世の中には持続可能であると、今のままでいいんだということを主張する人もたくさんいるけれども、間違いなく今のまま現状を放置しては、これはサステイナブルではないと。じゃ、どうするのかという話をこれから深めていきたいと思います。

次のテーマにまいります。テーマその2、「サステイナブルシティーに向けた取り組みと課題」ということで、ここは実例報告なども含めまして進めてまいります。

ここは、先ほどちらっと話が出ましたけれども、濱田さんに太陽光ビジネス、太陽光パネルのリサイクルの話、これは非常に熱心にやっていたらと伺っていますので、どんな状況か報告をしていただきます。

【濱田】 我が社は、先ほど新卒採用をやり始めて10年以上たつんですが、若手の社員が新しいビジネスを考えるというのを社内のやり取りをしまして、その中でEnjoy Solifeという、彼らがつくった名前なんですけれども、太陽光の発電パネルもいつかこれも寿命が来るので、そういったものをしっかりとリサイクルすることを考えないといけないですよということでもやりました。やり始めたばかりなんですけれども。先ほども申し上げましたとおり、FiTでたくさん太陽光パネルが設置されて、やっぱり15年、20年後ぐらいからパネルの後始末をしないといけないということになっております。

実は、去年度の予算からNEDO、経産省のエネルギー関係の外郭団体がお金を出して太陽光パネルのリサイクル技術の研究をしています。1次の予算の時は我々は応募していなくて、我々もそういうつもりもなかったんですけど、いろいろ太陽光パネルをリサイクルするための設備を入れてテストをやっていた中で、あまりうまくいかなかった実験のあとの太陽光パネルの処分をしてくれと言われてたんですね。ガラスと中のセルとが非常に密着していて、リサイクルはもちろんできないんですけど、埋め立て処分場からも断られて、もちろん焼却工場からも断られて、なかなか行き場がないと。これはやっぱり何とかせなあかんかと考えまして、ある機械メーカーさんと共同で、今年度のNEDOの予算に応募して、それが採択され、やり始めることになった事業について説明を少ししたいと思います。

先ほど安井先生の話でも、シリカが不足してくると

いうことだったんですが、大阪のとある企業さんの液晶パネル用のガラスをリサイクルするというのを10年前に着手したんですが、これもどっちかという、我々は処理側じゃなくて流通側で、リサイクルできるところにうちが運んでというような仕事をやっていたんです。先ほど言いましたように、太陽光パネルに関しては、後始末をしないとイケない課題だなということでやり始めました。

太陽光パネルは15年たっても、半分ぐらいはまだ使えるものがあるということで、我々のほうで選別してリユースできるものはリユースして、リサイクルしないといけないものはリサイクルするというスキームを考えていて、そんな中で今年度、機械メーカーと共同で出したテーマが、太陽光パネルのアルミのフレームはとっちゃうんですけども、ガラスとセルの部分、回路の部分、シリコンのモジュールがついたところをホットナイフと言って、加熱した刃で2枚におろすんですね。



【辛坊】 えっ、あの薄いものを2枚におろせるんですか。

【濱田】 それがね、結構きれいにおろせるんですね。

【辛坊】 すごい技術ですね。いや、私、今の話を聞いていて、ちょっと話の途中で申しわけないんですけど、うち、10年前に太陽光を導入して既に10年たっているんですよ。だけど、導入する時、企業はまさしく動脈の送り出すほうの産業の人たちは、そこから後、どうするんだということを考えずに出荷しているものなんですか。私も初めて聞いて、えっ、そんなこと考えずにやっているんだというのを安井さん、しきりにうなずいていますけど、世の中そういうものなんですか。

は一。それを一からどうやったら、つまりごみとしての受け入れもしてくれない、かといって大量にこれから出回る、それでまずパネルをスライスするという話ですね。そこから続けてください。

【濱田】 はい。我々も、そんなこと現実的ではないと思ってはいたんですけども、実はこれはメーカーさんの発想で、要するに太陽光パネルとセルとを密着させる装置をつくっている会社さんが、この技術を持っておられまして、我々、静脈産業側と組んでやりたいということで、一緒に共同で出して、私もちょっと眉唾やなと思ってはいたんですけど、実際見せてもらって、ゆっくりゆっくりやって、例えば1枚を5分も6分もスライスするのにかかっていたら現実的じゃないなと思ったら、意外と1分以内にさーっときれいに。

【辛坊】 へー、それでガラス部分と下の部分とが分離するんですか。

【濱田】 ええ。多少、接着剤的なものがガラスに残るんですが、これは除去できる範囲のものだということで、今回いろいろ、この先、国のお金が3分の2は出ますので、それをもらいながらそういった研究をやっていくということになっています。

【辛坊】 これはどうですかね、世界的に太陽光パネルって普及していますけれども、こういう技術は世界的にあるものでもないんですか。

【濱田】 この間、実は渦中のベルギーに太陽光パネルリサイクル協会みたいなのがありまして、いろいろ話を聞いていたんですけども、どっちかという、そっちは制度側の協会で、処理技術のほうはこれまでの従来の技術です。シュレッティングして、要するに細かく砕いた後に分離する技術はすごく研究が進んでいて、それも日本と同じなんです。スライスするというのは、この間、新聞に載っていましたが、我々のチームと某電機メーカーさんが発表されてはいたけど、スライスするということが新聞に載っていたんですけど、多分今のところ、その2件だけじゃないかと。

【辛坊】 なるほど、まさしくここに、関西の地に世界的な先進技術があるということですね。

【濱田】 まあ、我々がちょっとお願いしてつくってもらっているだけなんですけど。そういったことでやっていきたいと言いながら、やっぱり3Rなので、我々はまだ使えるものは使いたいということで、まず撤去された太陽光パネルの絶縁試験をやったりとか、パネルそのものの能力テストをやったりして、ある一定の基準をクリアしたものはリユースに回そうと。そうではないものは適切にリサイクルしようとして、そういうビジネスモデルを展開しようとしているのが我が社の今後、15年後、20年後のビジネスのために、今人材も投資しているということです。

【辛坊】 濱田さんは、実はそうした企業としての取り

組みと同時にNPO法人をつくって、そちらでもやっぱり太陽電池に関してのリユース、リサイクルに取り組んでいらっしゃるって伺ったんですが、そちらの活動をちょっと紹介していただけますか。

【濱田】実は、太陽光とは少し違うんですけども、もともとは私の友人がクレジットカードの会社に勤めておられて、10年ぐらい前になるんですけど、「クレジットカードで、環境で何かアイデアないか」というざっくりした質問が来て、クレジットカードで小さい金のチップがついていると思うんですけど、あれで金がとれるんですね。

【辛坊】えっ、あのクレジットカードのICチップの金色は本当の金なんですか。

【濱田】含まれています。

【辛坊】へー。

【濱田】今の金の相場でいうと、1枚当たり大体2円ぐらいするんですね。それをリサイクルしたらいいんじゃないかなみたいなレポートを渡したら、会社の中では銀賞か何かをもらったと言っていました。ただ、クレジットカード会社としては個人情報とか、いろいろ問題があるので、そういうのを積極的に集めるのはなかなか難しいねということで、会社内で集めたやつはそういうリサイクルにするということでとどまってはいるんです。そういったものを何とか集められないかということで、このNPO法人を立ち上げました。



先ほど地上資源とか地下資源とかという言葉あるんですけども、要するに地中で金の鉱山から掘っていくのは地下資源で、一度精錬されて使われた後の資源が地上資源ということで、これをリサイクルする仕事を我々は一生懸命やっているんですけども、実はクレジットカード会社から新しいカードが届くと、はさみで切っただごみ箱に捨ててくださいねと来るわけですね。そうすると、市の焼却場で燃やされて、大阪でいうとフェニックス、大阪湾に埋め立てられて、これは

地下資源でも地上資源でもなくて埋没資源になっちゃうんですね。これを何とかほじくり返してできないかなというのが、このNPOのテーマというか。

【辛坊】クレジットカード1枚で2円の金で、今この精密機械等に使用された貴金属、携帯電話なんかにもよく入っていると聞んですけども、それ以外にもそんなに希少、お金になる金属みたいなものは、身の回りのものに結構あるものなんですか。

【濱田】小型家電リサイクル法というのが施行されましたけれども、当然採算に合うところは決まってくるんですけども、携帯電話は多いほうですね。デジカメも多いと思います。集積率の高いようなものは、多分貴金属がたくさん使われていると思います。

【辛坊】そして、「ここには、しかし課題もある」というふうに後ろにあります。

【濱田】そうですね。我々、金属関係のリサイクラーは、ぶっちゃけた話、価値のあるもの、お金になるから集めてリサイクルしているんですけども、これは仕事の世界なんです。NPOは、お金の力では1枚2円のやつはなかなか集めにくいんですね。ペットボトルのキャップを集めてポリオのワクチンにという活動がありますけど、あれも1個1個見るとすごく小さいんですけども、善意の力で集めるとすごい集まっているんですね、あれもね。同じように、クレジットカードは1つ1つは非常に小さい価値なんですけれども、これをフェニックスの埋め立て地に埋まってしまうと、もう二度と掘り返すことができないので、それを何とか善意の力でリサイクルできないかなというのが、このNPOの活動なんです。まだ始まったばかりで、当然、個人情報がつままっているので、カードがシュレッティングできる市販のシュレッダーを買ってきて、今うちの会社はもちろんのことですけども、高槻市役所の出先の市民交流センターみたいなところとか、商工会議所とか、そういったところに置いています。まだまだ全然広まっていないし、今日、この場でお話しをする機会をいただきましたので、こういったものが我々同業者を中心に広がってほしいなと思っております。

【辛坊】なるほど。人件費を払ってペイできるものは事業にできるけれども、それを払っていたらペイしない。でも、そこにただ捨てられたらもったいなものは、まさに市民の力で未来のためにという発想ができるということですね。

【濱田】そうですね、何とかお金の力じゃなくて善意の力で集められるものは集めて、お金の力でやるのは

我々が商売でやりますので、そういうふうに分けて考えております。

【辛坊】なるほど。今の話を受けて、森さん、専門家として思うところはいっぱいおありになると思いますが。

【森】太陽光パネルのリサイクルって、僕も前からどうしているのかなとずっと疑問に思っていたので、こういう身近なところで、まさか隣の席の人がやっているとは思わなかったんですけど、こういう新しい取り組みは本当に素晴らしいと思います。

先ほど安井先生のお話にも出てきたんですけど、日本は化石燃料を1年間に27兆円も入れていると。これが要らない世界が来るかもしれないとおっしゃいましたけど、そういうお金をこういうところに使うのは、すごく大事だと思うんですね。つまり、ポスト化石燃料、日本はどうやってエネルギーを調達するのか、あるいは電気をつくっていくのかと。この辺が、まだ現在の政権には確固とした方向性、先ほど目標とゴールという言葉もありました。まさにそのとおりで、目標はないんですね。そこはものすごく残念です。

電力のほうでいうと、来年2016年の4月から電力自由化になって、既存の電力会社の発電した電気もあれば、こういう太陽光発電あるいは風力、バイオマス、地熱と。これは例の2011年、まさに東日本大震災が起きた日に再生可能エネルギー推進法という、あの朝に閣議決定された。その閣議決定が数時間おくれたら、多分震災でできなかったんじゃないかと。奇跡的に閣議決定されて、翌2012年7月から施行されて、皆さんご存じのとおり、再生可能エネルギー、僕らはもっと簡単に自然エネルギーという言葉をよく使いますが、1キロワット当たりで大体30円とか40円というすごく高い値段で買ってくれるという法律ができたわけです。

これは当時、取材していて1つ耳を疑ったのは、全量買い取り制度が当時できたわけですけど、これ、実は世界で常識だったんですね。日本が導入したのが世界で八十何番目。イノベーションとしてはかなりおこなわれているなど。こういうイノベーションのおくれは、ものすごくたくさんあるなという気がします。その中で、やっぱり自然エネルギー、再生可能エネルギーの分野は、日本が勝たなくてどうするんだというぐらい大事な分野ですので、それなりの公的な資金あるいは人材の投入をもっともってほしいと思いますし、ここで競争力をつけなければどこでつけるんだというぐらい大事な分野じゃないかなと思います。

もう1つあるのは、先ほど来、大企業はイノベーシ

ョンが難しいと、これもそのとおりなんですね。明治以来の重厚長大の企業ほどイノベーションが難しい。まあ、古い組織ということもあるんですけど。その中で、最近新しい潮流として出てきたのは、オープンイノベーションというの、これ、皆さんはよく聞かれたことがあると思うんですけど、世の中さまざまな社会的な課題がある中で、例えば企業単体じゃなしに、あるいは自治体単体じゃなしに、そこに大学とかNPOとかNPO、あるいは地域の人たちのそれぞれのノウハウ、技術、アイデア、知見を共有して、みんなで取り組んでいこうという動きがすごく増えてきていると思うんですね。これをオープンイノベーションあるいはパートナーシップという言い方もします。企業とNPOの取り組みをよくそういう言い方をするわけですけど、今日、この会場にNPO法人とコラボして、学生に参加してもらいながら展開している、農業体験学校を運営されている大阪ガス、エネルギー・文化研究所の当麻さんにきていただいていますので、ぜひ壇上に上がっていただいて、そのことを皆さんにお伝えいただければと思います。



【辛坊】ありがとうございます。今、森さんに紹介いただきましたけれども、ご紹介しましょう。大阪ガス株式会社エネルギー・文化研究所主任研究員の当麻潔さん、壇上のほうへ。

今、ご紹介いただきましたけれども、先ほど濱田さんからNPOとして市民と企業を結びながら、希少金属のリサイクル回収などを行っているという話がありましたけれども、当麻さんは大阪ガス株式会社の文化研究所の主任研究員として、やはり市民の皆さんと一緒に大阪の未来、地球の未来を考えるという活動をしていらっしゃる。どんな活動をしているのか、それではご紹介をお願いします。

【当麻】今、紹介がありました大阪ガス、エネルギー・文化研究所の当麻です。私からは、企業とNPOの協

働による次世代教育の紹介をさせていただきます。

私が所属していますエネルギー・文化研究所は、まあエネルギー会社なので、エネルギーがつくのはおわかりになると思うんですけど、ポツ文化がついていません、変わった研究所です。略してCELといいます。カルチャー、エナジー、ライフ、要は文化とエネルギーと生活を研究している研究所です。実は30年前、1986年、大阪ガスの創立80周年記念事業としてできました。

事業活動、要は営業活動からちょっと離れて、中立的な立場あるいは生活者視点の立場、生活視点で持続可能な社会、生活を実現するための研究、あるいはその成果を情報発信する。長期的な視点によってテーマを設定して、有識者あるいは行政あるいは地元の人たちとのネットワークを築き上げる。理論的アプローチ、いわば机上の研究だけじゃなくて、実践的アプローチ、実証試験をする、そういう基本姿勢のもとに、この3つの分野で研究をしております。

エネルギー・環境、これは私の担当分野です。3・11東日本大震災でエネルギー問題が起こりました。ところが、生活者は今までエネルギーのことをほとんど考えたことがない、もっとエネルギーのことを知りたいということで、私はエネルギーリテラシー、エネルギーの基礎知識をもっともっと生活者に知っていただきたいということで、講演活動、執筆活動をしております。

そして、今日、紹介します次世代教育、食・住まいでは、少子高齢化時代における住まいのあり方、暮らしのあり方、あるいは食育、火育。火育というのは、オール電化で生まれた子は火を見ることがないんですね。その子供たちに火おこしから火を使うことを教えて、火のありがたさ、火の危なさ、そういうことを教育する。こういう研究員がおります。

都市・コミュニティ、ここでは、地元の資源を有効に活用したコミュニティのあり方、あるいは都市魅力の探掘、要は昔の梅田はこうだったんやというのを、この研究員が語り部活動をやっています。

次世代教育の話です。最近の子供たちは集団生活ができない、人間とうまくつき合えない、あるいは創意を持って取り組むことができない、これはどうしてかと考えると、要は自然や地域社会とのかかわりが少なかった、あるいは集団活動が不足している。地域や親の教育力が低下している、こういう問題を解決するために、次世代教育のあり方を考えようというのをスタートさせました。

その時に、ちょっと先、例えば2030年、世の中がど

うなっているだろうを考えながら、その時代でのあり方、そういうのも考えてみました。先ほどから話が出ています人口問題、2100年には人口が3分の1になります。あるいは食料自給率、今は39%が続いています。6割が輸入です。人口が減ると土地が余ってきます。その土地をどう利用するのか。そこで農産物をつくれれば食料自給率が上がるんじゃないか、こういう30年後、50年後の社会像を想像しながら、次世代教育、子供たちに生きる力を育む、そういう機会をつくるための第1次産業、農林水産を基盤とする学びの社会デザインという研究会を発足させました。

私の研究所、大阪ガスのCELと西宮で環境教育活動をしています、こども環境活動支援協会LEAFといいます。私はそこの理事もしているんですけども、この2社が事務局になりまして、第1次産業ですから、JA、森林組合、漁業組合、コープ、農水省、あるいは兵庫県の、これ、西宮の活動をしていますから、ここに農地を持っています。ということで、兵庫県の農政部局との研究会をつくって検討を進めてまいりました。

彼らにどういう力をつけさせるか。自分で生きる力、野菜ができる、米ができる、あるいは自然、動物、季節、天候、そういうのに敏感になる。自然対話力、協働する力、コミュニケーション力、問題解決力、これらを生活体験、社会体験、自然体験、農林水産業の第1次産業を体験することによって育もうというプログラムです。

2013年5月から1年間、このプログラムを回しました。大学生、いろいろな大学を集めました。神戸大学、関学、神戸女子大学、近畿大学、龍谷大学、5大学の学生、学部もばらばらです。農学部、教育学部、家政学部、9名の大学生を集めて、彼らに1年間、この体験学習をさせました。農業体験19回、林業3回、漁業4回、体験学習は大抵、この現場の体験だけで終わります。ところが、このプログラムの特徴は、体験だけでなく、講義、座学もやっています。第1次産業の課題、あるいは第1次産業とエネルギー、環境問題、生物多様性の問題、こういう座学もやっています。かつ、お米の科学、魚のさばき、こういうのもやりまして、先ほどの研究会の開催時に彼らにも参加させています。体制はLEAF、CEL、そして地元の農業ボランティアの方、これらが彼らを指導する、一緒にやると、こういう活動をしています。

その活動を写真をもって紹介します。

農業、要は米づくりです。皆さん、多分小学校のこ

ろに経験されたかもわかりません。その時は多分ですよ、田植えをして、稲刈りをして、とれたお米を炊いて、カレーを食べておいしかったなど、それで終わっているんですよね。ところが、お百姓さんの仕事はそんな簡単なものではなくて、いっぱい苦労があるわけです。その苦労を彼らにもさせました。

草抜きです。夏の暑い日、ぬかるんだ田んぼに入って草を抜く。

稲刈りは当然かまです。機械で乾燥しますけど、こういう稲木をつくらせて乾燥させる。

稲作の問題は鳥です。スズメが食べに来ます。それらを防ぐためのネットも共同作業して張りました。

脱穀、今は機械ですけど、昔は機械がない。そのころどうしていたか、いろいろ体験させるために足踏み脱穀機、これがありました。脱穀したもみ殻をすり鉢でソフトボールで回しながらとるんです。もみ殻をとりますからふっと吹いて、また潰すと。そうすると、学生の中に花粉症の学生がおりましてくしゃみがとまらない。とうとうやめさせましたけど、そういう原始的なこともさせています。

野菜づくり、これはまず耕運から始まります。まずくわでやって、くわではでききれないので、耕運機を使います。それと牛ふんを使います。鶏ふんを使います。堆肥もつくります。落ち葉はほかすんじゃなくて、集めてきて堆肥をつくります。そして畝をつくらせて、これはサツマイモですけども、夏は汗をかきながら草抜きをします。私は熱中症になりながら、彼らと一緒にやりました。とれたサツマイモはうれしんですよね、この顔を見てください。こういう作業させると。

漁業、これはカキの養殖です。こういう体験をさせたんですけど、ここで働いている方がほとんど中国人だったんです。それはどうしてか、漁業を継ぐ人がいない。みんな都会へ行ってしまう。ですから、仕方なしに中国から手伝いに来てもらっていると、こういう第1次産業の労働問題、こういう体験もさせています。

林業、チェーンソーを使うのは危ないので、山に入りまして、細い木を間伐する。そして、なたで割る、結構大変な作業です。女性にはなかなか力が入らない。でも、やらせました。

お米の科学、これは大阪ガスが関係していますから、大阪ガスのクッキングスクールの先生に来ていただいて、お米のとぎ方、ご飯の炊き方、こういうのを学びました。

火育、原始的な火おこし、今の子供はマッチもすれない。そのもっと先、もっと前、火おこし体験、これ

もさせています。

魚のさばき、皆さんの中でさばいた方はあまりおられないと思うんですけど、私も初めてさばきました。大きなアジ1匹を配りまして、3枚におろすんですけど、ここにいっぱい身がつくんです。それをそぎ落とすと4枚になってくるんです。それを1人1匹食べました。これだけ魚を食べたのはみんな初めてです。嫌いな子でも、魚を自分でさばくと食べれるようになるらしいです。

やっぱり日本の伝統文化を教えなあかんということで、わらでしめ縄づくり、こういうものをさせています。研究会で彼らに1人1人、パワーポイントをつくらせて報告させると。これが就活にもちょっとは役立ったんじゃないかなと思っています。

最後、彼らがつくった野菜、お米で私たち指導員をねぎらってくれた。こういう感謝祭というのがあります。

アンケート調査で、先ほど紹介しました5つの力がどんだけ身についたかを調べますと、内側がこの体験をする前、外側が体験した後、全ての力において向上されているわけですね。具体的にどういうところに力がついたか。自活力、お米や野菜が自分でつくれる。自然対話力、自然災害情報に敏感になった。協働する力、新たなメンバーとも仲よくやっていける、共同作業ができる。コミュニケーション、人の意見をよく聞くことができる、あるいは自分がうまく話せるようになる。問題解決力、こういうのも確かについています。

その後、彼らが次のステージへどう生かされているかヒアリングしました。ある子は、農業がますます好きになって、JAに就職しています。彼は、今LEAFの農地に週末アルバイトで入って入って、農作業をしています。彼は、大学のゼミで近くに畑を借りて、その農作業のリーダーとして活躍しています。小学校の先生は、子供たちに生産者の気持ちを教えています。あるいは保育園で、子供たちに食べ物のありがたさを教えていると。こういう成果が上がっております。

最後、まとめですけども、私ども企業、NPOが協働して次世代教育を考えると。そして、そのプログラムをつくって実証試験をしました。参加した大学生は確かに生活力が向上しています。そして、終わってからも、それが次のステージで生かされています。ただ、課題としては、やっぱり1年では少ないんですね。全ての体験ができない。あるいは日常生活の行動まで変える、そこまではいっていない。体験が中心な座学もやりました。でも、まだまだもっと知ってほしい知

識がある。そういう課題をまだ残しております。ですから、ここ一、二年でその課題を解消し、このプログラムを完成させ、かつ研究じゃなくて、ビジネスとしてこの事業がうまくできるように引き続き、持続可能な仕組みづくりというのを検討していきたいと思えます。

駆け足になりましたけれども、以上で私の紹介を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【辛坊】 どうもありがとうございました。(拍手)

大阪ガス株式会社エネルギー・文化研究所の主任研究員でいらっしゃいます、当麻潔さんに企業とNPOの協働による次世代教育の実例を紹介していただきましたが、安井さん、やっぱりこういう体験をするとサステイナビリティでなくてはいけないということ、ベースのところから子供のうちからわかりますよね。

【安井】 はい。おっしゃるとおりだと思いますね。あと、先ほどイノベーターがないと、これから乗り切れないという話にもつながる話でございまして、イノベーターというのは、さっき条件を幾つか言いましたけど、私が重要だと思っているのは個人的には、質問ができる人、それから実験ができる人、体験を喜ぶ人、こういうのが必要なんですよ。

【辛坊】 ええ。

【安井】 だから、今の体験というのは、多分喜べる条件がついたので、こういう人あたりから質問をいっぱい引き出せるような試みとか、あるいは彼らのアイデアでもって、何かちょっとした実験ができるような場を提供するとか、そうすると、なんかイノベーター養成講座にもなるんじゃないかなんてちょっと思ったりしましたね。

【辛坊】 そうですね。森さん、やはり意識の高い経営者は、こういう活動にも非常に積極的だと聞いていますけれども。

【森】 まさにおっしゃるとおりで、おそらくこれから日本経済の雲行きがかなり危うくなってきて、やっぱり自社の生き残りをかけてこういう取り組みをします。逆に言うと、こういう取り組みをしないと世の中選ばれない、そういう傾向がすごく強くなってきていると思います。

弊社では、わりとCSRについての記事が多いんですけど、最近特にCSRの取り組みが多い業界で言うと、1つは印刷業界。印刷業界というのは、逆に不況で、しかも価格がすごい下がってきて、ネット印刷とかがあって。要は、存亡の危機を迎えている中小企業はすごく多いんですね。そうすると、地域と一緒に栄

えないと会社の存続が危うくなるということで、CSRに対する関心がすごく高まっています。

もう1つは、廃棄物業界の方も経営者、特に若い経営者の方たち、濱田さんもそうですけど、やっぱりCSRに対する関心が高いなと思っています。これも、おそらく想像するには、地域地域で自社が選ばれるためには、やはり社会にそれなりの貢献をしている企業である必要があると思います。東京から見てはいるんですけど、大阪でCSRに結構熱心な企業は幾つかあるんですけど、その1つは大阪ガスだと思っています。うちの雑誌、実は東京ガスさんから広告をいただいているので、大阪ガスは褒められないんですけど、まあ、そんなことはないかもしれないけど。東京ガスより大阪ガスのほうが頑張ってるの違うかなと思っています。



というのは、大阪の企業のほうが地域愛が強いんじゃないかなと、そういう気がします。しかも、大阪ガスの本社は大阪のど真ん中にあるじゃないですか。あんまり東京ガスとの対比を言ってもあれなんですけど。東京はやっぱりグローバル企業が多くて、あんまり東京という意識がないんですね。ですので、そういうところにオープンイノベーションの可能性をすごく感じるんです。実際、大阪を変える100人会議というのが、この3年ぐらい開かれていたり、京都では京都市ソーシャル・イノベーション・クラスターという、これは京都市が中心になっていますけど、関西のほうこういう動きがすごく活発なんじゃないかなと。

【辛坊】 なるほど。別にあれですよ、大阪ガスにも広告をくれとか、そういう話ではないですね。

【森】 そうじゃないです。くれたほうがいいんですけど、とか言って。

【辛坊】 本当にすばらしい活動の報告をいただいたわけですが、やっぱり企業経営者として10年連続大卒の社員を濱田さんで採用していらっしゃるという話がさっきありましたけれども、こういうベーシックな生

きるための経験を積んだ若い人は、やっぱり人材としては非常に魅力的でしょうね。

【濱田】 そうですね、実はうちの会社も米づくりを福利厚生の一環でやっているんです。実は森さんとも、僕の友人の同業者の会社がやっている田植えにもちょっと参加して、そこで初めてお会いしたんです。そういう意味では、やっぱり共通点があるというか、本当に田植えした後の草むしりが大変なんですよ。それを実感すると食べ物へのありがたさとか、すごくうちの若い社員もわかってくれたんじゃないかなと思っています。

【辛坊】 今、ご報告を皆さんに紹介していただいたように、テーマには「サステイナブルシティーに向けた取り組みと課題」ということで、企業の中には市民の皆さんと共同でサステイナブルな社会づくりのベースのところから取り組んでいらっしゃる方がいるという紹介をしていただきました。

そして、ここでテーマ3です。「サステイナブルな大阪に向けた市民参画」ということで、より具体的に、じゃ、どんなことが必要なのか、事例を交えて、ここは先ほど雑誌「オルタナ」で取材に行った海外の例なども教えていただきながら、森さん、お願いします。

【森】 じゃ、資料をちょっとお願いしたいんですけど。ありがとうございます。

これ、さっきちょっと僕が言った、今日のキーワードを用意してきたんですけど、ちょっと数字が間違っていますけど、真ん中がオープンイノベーションです。大阪100人会議とか、あとカマコンバレーとあるんですけど、なんかオネエの集まりかなと思ったら……。

【辛坊】 カマコンバレーですか。

【森】 はい。これ、実は鎌倉をよくしようという若手経営者の集まりで、鎌倉って普通はあんなに有名な観光地で、しかもこの間、原節子さんが亡くなりましたけど、リッチな人が住んでいるような場所のイメージがあるんですけど、実は鎌倉市の財政は火の車で、100億円単位で赤字を出しているらしいです。そこで立ち上がったのが、このカマコンバレーで、詳しくはネットで検索していただければと思うんですけど。

ちょっとリサイクルの話をする、僕らはこの夏にシアトルとポートランドに行ってきました。今シアトルとポートランドというのは、全米で一番住みたい町ベストテンの大体常連の都市なんですよ。東の人もシアトル、ポートランドに住みたいと。かなり人気が出てきている。その中の1つの大きな要素がサステイナブルであり、あるいはグリーンという価値だと考えて

います。

今日は廃棄物業界ということで、こういう写真を持ってきたんですけど、これ、自動分別の工場なんですけど、日本は分別は家庭でやるというのが常識ですよ。アメリカはシングルストリームといって、まとめて収集をして一括収集、そして工場に分けると、こういうやり方もあるんです。日本がいいか、アメリカがいいか、一長一短があるわけなんですけど、結果として、アメリカのシアトル、ポートランドのリサイクル率はほぼ60%、日本は一般廃棄物20%台、産業廃棄物はもう少し多いと思うんですけど、結果的にはこういう高いリサイクル率を実現しているということですね。

こういう中で、ここにオーガニックと出ていますけど、オーガニックとかフェアトレードとか、これもグリーンな1つの価値観だと思いますけど、とにかく地域、社会、あるいは地球環境のことを大事にするという価値観が、すごく心地よくまちづくりに反映されているというのが、ポートランドとシアトルだと思います。

ここで1つのキーワードは、ローカルファーストという言葉なんです。スターバックスコーヒーの発祥はシアトルなんですけど、シアトルの人はもちろん好きなんですけど、ポートランドではあんまり人気がないらしいです。ポートランドはポートランドで、地域の経営の小っちゃいカフェが好まれるらしいんですね。地産地消と、皆さんもよくお聞きになっていると思うんですけど、地域のものを使い、そしてファーマーズマーケットというのがほぼ毎週のように、あちこちで開かれている。

もう1つのキーワードは、ウォークアブルシティーというのがあるんです。歩いていけるところ、特に徒歩20分以内がキーワードと言われています。つまり、通勤も通学もジムへ行くのも、塾はあるののどうかは知らないですけど、とにかく20分で大体生活が一通り整えられるというね。これはやっぱり日本が目指しているコンパクトシティーとかスマートシティーの1つの形なんじゃないかな。ここでは、ウォークアブル20分ということは、車をあんまり使わないですね。ライトレールとか、チンチン電車みたいなやつとか、最近は車を使わない、持たない、かわりにウーバーを使う。ウーバーは、日本では法律的には難しいですけど。日本という白タクなんですけど。地域の人が運転する車に乗せてもらって、それでお金を払うという仕組みがあったり、とにかく、ひとこ所の高度成長期の大量生産、大量消費のアメリカの発想とは大分違ったものが、

今ポートランド、シアトルに育ってきたなど、そういう印象がありました。

すいません、ちょっと長くなりました。

【辛坊】 いやいや、何となくイメージからいうと、こういう取り組みはヨーロッパが進んでいると思っていたんですが、アメリカというのは、まさに今おっしゃったように、大量消費、そういう廃棄の国だと思っていたんですが、ものすごい勢いで変わりつつあるということですね。

【森】 おそらくポートランド、シアトルが、60年代、70年代以来の大量消費社会の1つのアンチテーゼというか、ある意味オルタナティブな都市あるいはライフスタイルの1つの象徴になっているんじゃないかなという気がします。

【辛坊】 さあ、皆さんにはここからの時間、サステナブルな大阪、ある意味大阪をイメージしていただきながら、どうやったら持続可能な地域社会をつくることができるんだということで、ご提言、アイデア等々をいただきたいんですが、今の森さんの話でいうと、わりと周辺に広大な農地があるような場所はいいんですけど、大阪はなかなか地産地消というても、なかなか自立的に持続可能なだけの、例えば農産物がとれるわけでもなしというようなところがありますが、そのあたりはどうでしょうか。どなたでも構いません、自由にご発言ください。

【濱田】 大阪代表で、じゃ。

【安井】 畑は結構あるでしょう。

【濱田】 まあ、大阪といっても、高槻はすぐ近くに能勢町があったりとかするのであるんですけど。

むしろ廃棄物を扱う立場として、地域とコネクションがないというか、市民から見たら、ごみは決まった日にごみ置き場に置いたら終わりじゃないですか。そこから先のことは全く興味がない、なくなるんですよ。決められた日に決められたところに置いたら持っていってくると。そこが僕は一番問題なんじゃないかなと。要らなくなったものなので、興味はないわけですよ。そこにどう興味を持ってもらうか。例えば、小型家電リサイクル法で、今日の話もなかなかうまいことってないという話なんですけど、実際になかなかうまいことってないみたいなんですけれども、あの法律の骨子ができた時、実はその骨子をつくられた先生は、安井先生とも非常に懇意にされている先生なんですけれども、私もちょっと仲よくさせてもらっていて、その話を聞いた時、もっと市民と我々のような業者が協力してできんのかなと思った。実際ふたをあ

けて法律が施行されてみると、やっぱりそれなりの設備投資をした会社で能力がある会社がやらないとだめですよ。あ、これはだめだと思って、僕も手を引いたんですけれども。僕はもっと市民と協力して、例えば分別工場みたいなやつを我々リサイクラーがノウハウ提供して、例えば小学校で集めてもらったやつをそこへ持ってきてもらって、シルバーの人とか障害者の方とか、あるいは中学校とか小学校の技術の体験で分別の仕方を僕らたちが教えて、基盤は基盤、アルミはアルミ、こうやって分けたら資源になるんですよみたいな、そういうことをすれば、もっと要らなくなったものの、その先が見えてくるんじゃないかなと。そこに地域に密着したサステナビリティというのがあるんじゃないかなと思っています。



【辛坊】 確かに、ごみの日にごみを出して、その後そのごみがどうなっているか、ほとんど想像したこともないですし、家電リサイクル法で、何だかテレビを処分するのにお金がかかるようになったなあって、損やなというイメージがありますが、家電リサイクル法で集められた巨大、膨大な家電というのは、その後、今はどうしているんですか。

【安井】 それは、ある特定のところに集められて、製造事業者側が大体持っているんですけど、チェーンに分かれて、2つに分かれていると思うんですけど、そこに行って極めて丁寧に、というのは、あのリサイクル料金は私に言わせると高過ぎるんですけど、本当に丁寧にリサイクルされていますね。ですから、資源的には日本は特に家電だけは結構まともに回収している、そんな国ですね。

自動車は自動車で、それでまた価値があるので、それはまたちゃんと行われているんですけど。

【辛坊】 それが納得いかないのは、品目が決まっているじゃないですか。品目が決まっていて、それ以外のものでも品目が決まっていらないんだけど、同じような

価値のありそうな同じような大きさの家電みたいなものは、ほかにたくさんあるんですが、ああいうのは行方は今どうなっているんですか。

【安井】だから、家庭から出たものは多くの場合には自治体に持って行って、それで自治体はあんまり大した能力がないので、破碎して捨てちゃうというのが多いんじゃないですかね。

【辛坊】破碎して捨てちゃうわけですか。もったいない話ですね。

【安井】破碎してとれる部分は、例えばマグネットなんかでとれる部分はとりますよ。それは一般だとどうなんだろう。事業者にちゃんと渡しているのかな。その辺は私も東京で……。

【濱田】売れるものは磁選物ということで、磁石にひっついたものは我々のようなスクラップ業者が買っています。あとは、焼却物と一緒にまざって入っちゃったりするやつは焼いた灰の中から磁選物ということで、これは鉄としても極めて価値の低いものですけども、そういうものもあります。

残った磁石につかないもの、あるいは手選別でも大概漏れるんですけど、そういったものは大阪湾の中にあると思います。

【辛坊】要するに、何とか島というやつですか。夢島、舞洲みたいなところに行っちゃうということですか。

【濱田】フェニックスの方に入っているんじゃないかなと思います。残渣物に関しては。

【辛坊】全然関係ない話で、単に個人的に相談で聞くんですけども、回収してくれないもので、家庭にいて大きなもので最近困ったものが2つあって、1つは車の上のカートップボックス、これがぶっ壊れたんですよ。でかい巨大なプラスチックなんですけど、うちの自治体だと1メートルよりも長いものは回収してくれないんですよ。それで、もう1つが、結構大きな鉄の塊みたいな車用のジャッキがあるんですけど、これもどこに聞いても回収してくれずに、うちの敷地内に野積みになっているんですけど、こういうものは何とかならないんですかね。

【濱田】ジャッキは、ぜひ我が社へ持ってきていただければ、もちろんその先は鉄系が多いものですから、我々としては有価なものになるので処分できますけど。カートップのやつはちょっと微妙ですね。それこそ自治体に相談してみないと、変なことを言うと協会の理事の立場が危くなるので、個別に聞いてみたいと思うんですけど。

【安井】多分電動の何かを買って、細かくちゃん切る

と持って行ってくれますね。

【辛坊】そうしないとだめなんですか。それでいうと、森さん、先ほどのアメリカの例で言うと、日本の自治体は細かく細かく分別を市民の手にさせると。それでいて実はリサイクル率はそんなに上がっていないと。私もアメリカに住んでいたのだからわかるんですが、それこそマンションの中にある、ガチャンで引き出すやつに全部上から放り込んで、全部それで持って行ってくれると。市民の立場からすれば、そのほうがよっぽど簡単で、そっちのほうがリサイクルが高けりゃそうしてくれよと思うんですけど、なぜできないんですか。

【森】そこは本当に難しいですよ。国民感情とか市民感情もあって、丁寧に出したいという日本人の美徳にも通ずる部分もあると思います。でも、それが実は物流のトラックでいうと、台数が2倍になってしまうと。ただ、家庭でしっかり分別したほうが精度は高いらしいですね。

【辛坊】私ね、これ実際に番組で、随分前だから、今は改善されているんだと思いますけど、過去の話なんですけど、取材に行った先で、日本で一番分別の進んでいる自治体は三十何品目かなんかに細かく分別させて……。

【森】徳島の上勝町だと思います。

【辛坊】そして、それ全部別したやつを、全部別々にリサイクルするのかわかったら、その自治体じゃないかもしれないんですけど、ひどい自治体は分別させておいて、その後1カ所に集めて同じように埋めているという話があって、何なんだ、この努力はと。そういう矛盾に満ちたところ、どうもこの社会は、建前ではというところと実際にというところの乖離みたいなものって大きくないですか。

【森】そうですね。もう1つ、すごく気にするのは、アメリカは埋めるのが多いわけですね。あんまり焼かないと。日本は土地がないこともあって、埋めなくてたくさん焼く、これはCO₂の見地からどうなのか。いろんな要素が加わっていて、リサイクル率もあれば、埋設か焼却か、あるいは分別化と、いろんな要素があって一言では言えなくて、まさに安井先生にもお聞きしたいんですけど、これはジレンマという言葉がありますけど、トリレンマという3つぐらいのいろんな要素が絡まっているんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

【安井】自治体にとっちゃ、やっぱりほかのところと違ったことをやりたいというマインドが、ある意味で貴重な国でもあるんですよ。例えば、さっき出た徳

島の上勝町、あそこなんかは周りが全部山だから、それだけ分別ができる。ところが、やっぱりそれをまとめてどこかに持っていくと、それほど広くないなんていうこともあって、結局最後は何やっているか、私もよく知りませんが、現実を妥協せざるを得ないということで、そういうことが起きちゃうんだと思いますね。

ですから、自治体にとってみると自分のところでリトリーが終わっているから、そこでは評価が高くて、上勝はそれでもって、最近では知りませんが、昔は見学者がすごく多くて、それで観光業としてももうかったという話もあるので、ですから、それはそれなりに合理性はあると。

あと、埋め立ての話もまさに地域次第で、東京都は23区と、それ以外です。多摩地域とは全然違うんですね。多摩地域は、あとほんのわずかしが最終処分地が残っていないので、全部有料化して、それでエコセメントといって、セメント化しているんです。したがって、ほんのわずかしかないのに、あと500年分のごみ捨てができる。

23区はべらぼうに広い最終処分地がまだ残っているのに、あと50年と言っているんですね。そんなものなんですね。ですから、何か1つでいいとか悪いとかというよりも、自治体は非常にその中で閉じている。だから、閉じている中ではベストを尽くしているかもしれないけど、全体的な整合性はとれていない可能性は多々あるという感じですね。

かく申す、私も目黒区の廃棄物審議会会長です。

【辛坊】 廃棄物審議会会長は、どういうことをするわけですか。

【安井】 どうやって減量したらいいかということをやったり考えるんですね。要するに、市民にどういことを頼もうか。ただ、23区は各区が勝手なことをやっているという、本当にとんでもない社会制度になっていて、それをとにかくまず一体化しなきゃいけないというので、東京都あたりにぶつぶつ文句を言っているんですけど、なかなか動いてくれませんね。

【辛坊】 こういう根本的な疑問を呈してはいかんのではないかと思ひながら聞かんですが、3Rというのは、リデュース、リユース、リサイクルですよ。一番最初にリデュース、要するに廃棄物、ごみを減らしましょうというところがあるわけですが、でも濱田さん、廃棄物が減ると商売はよくないんじゃないんですか。

【濱田】 おっしゃるとおりなんですけど、現状はやっぱり減っているんですよ。私がこの業界に入ってから

随分減ってしまっていて、我々の商売も、ものからどんどんサービスのほうに向かっていかないといけないんじゃないかなど。減らすための設備であったりとか提案であったりとか、そういったことが仕事になってくると。

【辛坊】 業界のことはよくわからないんですけども、全量が減りますよね。減ると処理の単価は上がるんですか。つまり、全体としてのトータルの経済活動としては成立するわけですか。どういう状況になっているんですか。

【濱田】 今の現状をいうと、要するに少なくなった玉をみんなでとり合っている。ただ、ある一時期すごく下がりましたが、今はちょっと持ち直しているような気はしますね。

【辛坊】 そういう意味でいうと、さっきの太陽光パネルの処理なんていうことになると、薄く?いでそれぞれのパーツに分けていると、それなりに費用もかかると。そうすると、高度に持続可能なサステイナブルな社会にしていこうと思うと、処理もやっぱり高度になっていくから、逆に言うと、だんだん処理の単価も上がってきて経済的にも大きな規模になっていくという可能性は、これ、安井先生、ありますよね、将来的には。

【安井】 だから、先ほども申し上げた話で、日本の場合には最終処分地がないからというので、リサイクル、3Rが始まっている歴史があって、最終処分地は多分当分もちそうだなということになってきて、そのうち2050年近くなってくると、今度は資源価値が相当上がってくるので、しかも、自然エネルギーを大量に入れると、めちゃくちゃ物資食いなので、ですから、その辺で場合によると前倒しで資源が足りなくなる可能性もあって、そうなるとやっぱり3Rを再びしないと人類は生きていけないみたいな感じになってくる可能性は高いと思いますね。



【辛坊】 つまり、3R推進ということで処理が高度になっていく、当然処理の単価も上がるということでは

うと、業界としても発展しながら社会全体をサステイナブルにしていくと。森さん、やっぱりそういう方向性なんでしょうね、きっと。

【森】もちろん業界としてはそういう方向性だとは思いますが、結構2極分化とか優勝劣敗とか、つまり未来に向けて生き残る会社と残らない会社がはっきり分かれてくるんじゃないかなという予感がします。これは廃棄物業界に限ってのことではないとは思いますが。

【辛坊】そんな中、今日の大きなテーマは「持続可能な大阪に向けた市民参画はどうあるべきか」ということで、持続可能な大阪づくりのためにどういうアイデアがあるか、ここは皆さんにアイデアの競演をお願いしたいというコーナーなんですけど、いきなりそんなことを言っても答えられるかよというように、下を向かないでください、お願いしますよ。

専門家の安井先生から行きましょうか。

【安井】さっき森さんから西海岸の話ががらありまして、確かにシアトルとかワシントン州と、それからオレゴン州、その下にカリフォルニア州があるんですけど、西海岸は文化的にアメリカじゃないですよ。変なところですよ。それゆえに、やっぱりああいうことができるんですよ。それで、彼らのキャラクターとどう分析するのがいいか、ちょっとあんまり私もよくわかんないんですけど、多分言えるのは、平均的には学歴は高い。それから、あと反中央的な感じが相当する、だから独自性を非常に高めようとしているような気がする。だから、あそこに行ってみると、ヨーロッパとあんまり変わらない。例えばヨーロッパはレジ袋出さないけど、同じく出してくれるけど、嫌々みたいな感じかな。今だとどうなっているか、最近あんまり西海岸へ行ってないので知りませんが、そんなような感じかなと思います。要するに、地域文化というのを生かしているんだと思うんだな。地域のニーズがあるんだと思うんですよ。

だから、そこで大阪の地域文化というのは、私は実を言うとよくわからなくて、選挙の結果なんかを見て、どうしてだろうと疑問に思っていたりするんです。横山ノック以来なんですけどね。そんなこと言うと怒られるけど、やっぱり大阪人には「けち」というものすごい文化があるんじゃないかなと思うけど、どうなんですかね。もしそれがあれば、「けち」も身のためじゃなくて、地球の身のためになった「けち」という哲学つくってくんないかなという気がするんですけど、ほかの人のためには「けち」になれないですかね。

【辛坊】いや、そんなことないです。そういう意味でいうと、反中央は1つキーワードですけども、まさにそういう意味では、大阪には独自に何とかしようという土壌がありますから、これはいいアイデアだなど。結局のところ、やっぱりこの問題は市民の意識をどう高めるか。結局、文化力であったり、民度であったり、突き詰めるとそういうところに行くということですよ、安井さん。

【安井】そのとおりです。

【辛坊】続いて、森さん、お願いします。

【森】冒頭で申し上げたとおり、関西、大阪出身なので、大阪や関西のことは気になるんですけど、やはり社会的課題先進地域なんですね。生活保護の割合が多かったりとか、景気のふれも大きいし、あるいは企業収益の面でも課題もあると。でも、だからこそ皆さんの力を結集してという力は、やっぱり東京より強いんじゃないかなという気がします。ですので、先ほど来申し上げているオープンイノベーションとかパートナーシップ、つまり、みんな力で合わせて問題に取り組むということはものすごく大事になってくるんじゃないかなと思います。

ソーシャルセクターという言い方も最近はあるって、NPOあるいはソーシャルビジネスとかソーシャル・アントレプレナーとか、これは冒頭で申し上げたHomedorというNPOの川口加奈さんは、あいらんのホームレスの仕事の雇用創出しているNPOをつくった方なんですけど、何と今、まだ24歳。運動を始めたのは14歳という、ものすごい早熟な、でもすばらしい女性なんですけど、ああいった形がもし大阪で広がっていけば、これは多分ソーシャルイノベーションだと思うんですけど、関西初のこういうビジネスモデルがたくさん外へ出ていくことが、1つのこれからあるべき姿なんじゃないかなと思いました。

【辛坊】そういえば、関西は本当に先進地域で、いいことも悪いことも大体大阪から始まっていると。古くは先物取引なんて、全世界で一番最初に生まれたのは大阪船場の米問屋、世界最初のノーパン喫茶も大阪ですし、いいことも悪いことも大阪で生まれる。そういえば、プラスもマイナスも先進地域であるということは間違いないので、その大きな国民的問題がもし大阪で解決できれば、その方法が見つかれば、まさにモデルケースになれる地域であると。そういう見方はできるのかなという感じはいたしますが、さあ、濱田さん、お願いします。

【濱田】多分、大阪に限ったことではないと思うんで

すけど、我々の仕事は市民から見ると、産業廃棄物の処理はわかりにくいんですね。そういう意味では、先ほどやはり処理が高度になるとコストが上がってくるという話もあるんですけど、そんな中で、安かろう悪かろうのほうが選ばれるんですよね、今までは。当然捨てるものに対するコストなんて安いほうがいいわけなんですけれども、じゃ、どうやったら我々のやっていることが選ばれるかというのは、やっぱり理解してもらえないかと思うんですね。それは非常に地道な作業になってきて、先ほど大阪ガスさんの取り組みなんかでも、やっぱり若い世代、あるいは子供に持続可能な社会、まあ、彼らの時代になりますので、僕らはもう30年ほどすればこの世からいなくなりますので、彼らの時代に何をしないといけないのか。そういった時に、そういう高度なりサイクルとか質のいいリサイクルを選んでもらうためにはどうしたらいいのかというのは、やはりそういうことをわかってもらうことが大事なんじゃないかなと思っています。



地元高槻では、「こどもとしごと」というのを商店街でやっているんですね。例えば喫茶店の職業体験を小学生にしてみたら、それで、うちの本社は商店街に近いもんですから、「濱田さん、何かできることない」と言われて、そしたら例えば、障害者用にうちが持っている電線の皮をむく機械があるんですよ。これなら小学生でもできるかなと。そういった職業体験を通じて、リサイクルを子供たちに理解してもらおうと。もしかしたら、そういう地道な活動も大事なんじゃないかなと思ったりします。

あと、協会の事務局からは、しっかりアピールしてくれと言われたんですけど、やっぱりそういう啓蒙活動ということで、例えばこの秋に大阪マラソンがあったんですけど、こういった時に沿道でテープとかペットボトルとか、いろんなものが廃棄されるんですけど、そういったものを産廃協会のほうは、あれ

は大阪市なんですけど、あんまり予算がないので、我々が無償でパッカー車を出したりとかして、それを回収するボランティアをやったりとか、あるいは大阪の公共の処分場の跡に共生の森というのをつくって、そこで食事をしたり、そこの草刈りをやったりとか、そういった我々の活動を市民の人にもできるだけ知ってもらうことによって、そういうしっかりした業者が選ばれるような世の中をつかっていくということが大事なんじゃないかなと思う次第です。

【辛坊】 今、キーワードとして一番最初におっしゃった、安かろう悪かろうが選ばれる世ではだめだと。安かろう悪かろうということになると、当然資源はただ埋め立てられて終わりということになってしまいかねない。そうすると持続可能ではなくなってしまふ。やっぱり持続可能な社会づくりのためには、高品質で未来のために資源化するような、そんな方向性でいいものが選ばれる。そういう意味でいうと、安井先生が一番最初におっしゃった文化、市民の意識をどう高めていくかということに、おそらくこの話は収れんしていきんだらうと思います。

ということで、皆さんに参加していただきながら、3R推進フォーラムの3回目、「地域における3R社会の未来」ということで、パネルディスカッション、「サステイナブルな大阪へ、私たちのこれから」という大テーマで進めてまいりました。

時間が迫ってきました。最後に、いろいろ言い残されたこともおありになろうと思います。一言ずつ締めコメントをいただいて、このパネルディスカッションを終わりたいと思います。

それでは、お座りの順で、濱田さんからお願いいたします。

【濱田】 じゃ、まあ、一言で言いますと、私は好きな言葉に「一燈照隅 万燈照国」という言葉があるんですが、自分ができることは片隅を照らすことしかできないと。でも、そういう同じ志が集まったら国をも照らすという仏教の言葉らしいんですけど、まさに我々がやっているような仕事は、非常に地味で地域に根差しているの、本当に片隅を照らすような活動でも、みんなで力を合わせれば、最終的には国も明るくなるんじゃないかなと、そういう方向に向かっていくなんじゃないかなと思いますので、これからもそういう地域に根差した地道な活動を続けていきたいなと思っております。

【辛坊】 はい、ありがとうございました。

それでは、森さん、お願いします。

【森】これも前半のほうで申し上げたんですけど、CSRイコール企業の社会的責任という訳になってはいるんですけど、それもいいんですけど、むしろ社会対応力ということを申し上げました。

実は、これはコンプライアンスとすごく密接な関係があるんです。なぜかという、コンプライアンスというのは法令遵守だけじゃないんです。法令遵守はある意味当たり前だと思うんですけど、要は社会の声を聞くのが広義のコンプライアンスなんですね。ですので、企業の方もたくさんいらっしゃると思います。そうではない方もいらっしゃると思うんですが、もし皆さんが企業の経営者あるいはスタッフでおられるならば、ぜひ周りの地域、あるいはもう少し大きな大阪、あるいは関西という枠組みの社会の声を聞いていただきたいんです。そして、共通の社会的な課題に対応することで、当然地域にとってもプラスなんですけど、実はそれが皆さんの会社にとってもプラスになる。つまり新しい事業が生まれるという可能性もあるわけなんですね。ですので、CSRって堅苦しいなど、よく言われるんです。押しつけがましいとも言われるんですけど、まずは地域の声、社会の声を聞きましょうというのが原点なので、それだけちょっと覚えて帰っていただければ、すごく僕としてはうれしいです。ありがとうございます。

【辛坊】ありがとうございました。

それでは、安井さん、お願いします。

【安井】それでは、短くいきましょう。先ほど実を言うと、辛坊さんにある程度まとめを言っていたんですけど、地域文化というのは、やっぱりこの地域でうまく成功のプロジェクトなり何なりをつくるには大変重要ですから、それをとにかく重要視しつつ、でもやっぱり日本全国あるいは地球全体に共通の未来予想図というのを描いておかないといけないという気はするんですよね。だから、地域文化掛ける未来予



想図でもって、それで大阪流の3R哲学というものをつくり、地域文化に基づいているのであれば、当然だけど市民に共有されるでしょうと、こういうことを期待して、東京人としての発言を終わりたいと思います。

【辛坊】ありがとうございました。大変勉強になりました。一番最初に濱田さんに教えていただいた静脈産業という、我々は普通マスコミで仕事をしていると、そんなことぐらい知っておかなきゃいけないんですが、イメージとして、今日ははっきりと世の中に大量に送り出されるものというものは、ある意味動脈に乗った血液であって、それは静脈に乗せてもう一遍体内を循環させてやらないと、それは人間の体が持続可能ではないのと、社会の構造は全く同じなんだなと。そういう市民一人一人が同じ意識を共有するところから、多分、持続可能な社会が生まれていくんだろうなと痛感いたしました。大変勉強させていただきました。ありがとうございます。

どうぞ、パネリストのお三方、そして途中でプレゼンターで加わっていただきました当麻さん、大きな拍手をお願いいたします。どうもありがとうございました。(拍手)

【司会】改めまして、ありがとうございました。

【辛坊】ありがとうございました。

経済センサス 平成28年経済センサス - 活動調査を実施します。

経済センサス-活動調査は、全産業分野の売上(収入)金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域的に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的として実施します。

ECONOMY SENSUS



平成28年
6月1日

総務省・経済産業省・大阪府・市区町村

STOP！転倒災害！

STOP！転倒災害プロジェクトによる転倒災害の防止について

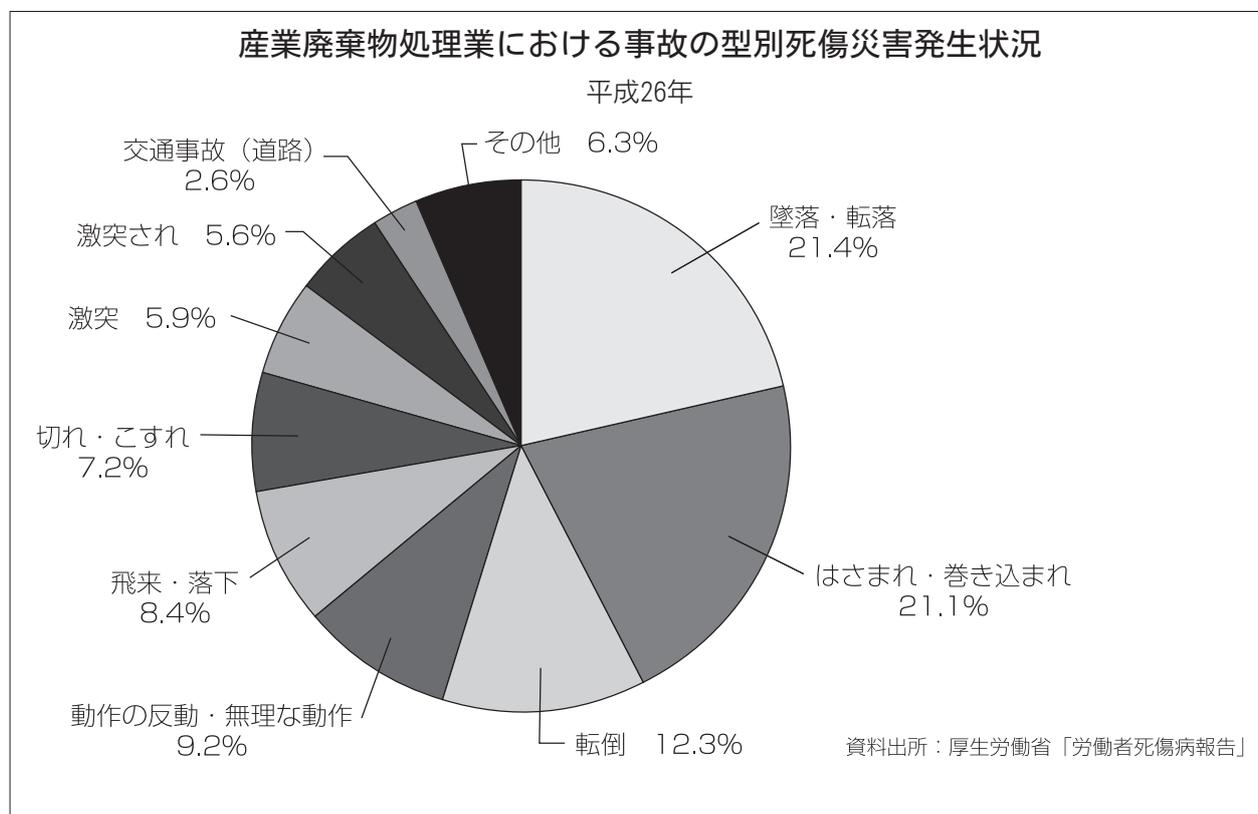
厚生労働省と労働災害防止団体は、平成29年までに休業4日以上死傷災害を平成24年比で15%以上減少させることを目標とした第12次労働災害防止計画達成の取組を進めていますが、工作中的転倒が原因で4日以上仕事を休んだ方は25,878人（平成25年）で、休業4日以上労働災害全体の22%を占め、平成20年（24,792人・19%）と比較して、人数、割合ともに拡大。平成26年（12月末日現在速報値）も、前年同期と比較して3.5%増加しています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省及び労働災害防止団体では、昨年取り組んだ「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を、期限を設けずに継続することとし、本年から「STOP！転倒災害プロジェクト」として取り組むこととなりました。つきましては、本プロジェクトの趣旨をご理解の上、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

なお、転倒災害防止のため、事業所の皆様に役立つ情報が、中央労働災害防止協会の特設サイトで提供されておりますので、労働災害防止により一層努めていただきますようお願いいたします。

<https://www.jisha.or.jp/campaign/tentou/index.html>



厚生労働省「労働者死傷病報告」によりますと、平成26年の産業廃棄物処理業における型別死傷災害で転倒が占める割合は12.3%となっており、早急な対応が求められています。

行政情報

環廃産発第1511242号
平成27年11月24日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の 一部改正等について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成27年環境省令第35号）及び環境大臣の定めるポリ塩化ビフェニル汚染物（平成27年環境省告示第135号）は、本年11月24日に公布され、PCB廃棄物に係る規定については本年12月14日から、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例に係る規定については、同日から施行されることとなった。

については、左記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）が使用された安定器が廃棄物となったもの（以下「PCB使用廃安定器」という。）の分解又は解体については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物が使用された廃安定器の分解又は解体について（通知）」（平成26年9月16日付け環廃産発第14091618号本職通知。以下「PCB使用廃安定器通知」という。）において、PCB使用廃安定器の適正な処理に係る留意点を周知したところであるが、今般、当該内容について廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）等において、改めて処理基準等として位置づけることとした。併せて、平成24年8月のPCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会の報告書（以下「報告書」という。）等を受けて、低濃度PCB廃棄物の燃焼条件の適正化について技術上の基準及び維持管理基準を改正することとした。

また、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例について、災害廃棄物に係る分別の特例を設けることとした。

ADMINISTRATION INFORMATION

第二 PCB廃棄物の処理に係る規則等の改正について

1 PCB使用廃安定器に係る処理基準等の改正について

(1) 改正の内容

PCB使用廃安定器については、環境省調査により、PCBが封入されているコンデンサ以外の部位にも、PCBによる汚染が生じていることが分かった。これを受け、コンデンサ充填材固定型安定器及びコンデンサ外付け型安定器のそれぞれについて、PCB使用廃安定器通知により、前者については分解又は解体作業は認めるべきではないこととし、後者については、原則禁止とした上で、一定の条件を満たした場合には例外的に認めることとした。

これを受けて、特別管理産業廃棄物の積替えに係る基準及び保管基準において、ポリ塩化ビフェニル汚染物であつて環境大臣が定めるものにあつては、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように形状を変更しないこととした（規則第8条の10及び第8条の13）。なお、環境大臣が定めるものは、廃蛍光灯用安定器、廃水銀ランプ用安定器又は廃ナトリウムランプ用安定器であつて、かつ、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの（コンデンサと充填物の接合が電線のみにより行われているものであつて、膨張、腐食等により、当該コンデンサからポリ塩化ビフェニルの漏えいが認められないものを除く。）とした（平成27年環境省告示第135号）。

これにより、原則、廃蛍光灯用安定器、廃水銀ランプ用安定器又は廃ナトリウムランプ用安定器であつて、かつ、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたPCB使用廃安定器について、PCB廃棄物の保管場所からPCB廃棄物の処分施設に持ち込むまでの間においては、分解又は解体作業等により形状を変更してはならないこととなった。ただし、目視により、膨張、腐食、油にじみ等コンデンサの形状及び性状に変化が生じていないことが確認できた場合において、安定器から外付けのコンデンサを取り外すことができる場合であつて、かつ、高濃度のPCBを封入したコンデンサと、そのPCBに汚染された可能性があるもののPCB濃度は低濃度であると考えられるコンデンサ以外の部分に分解又は解体できるものについては、当該コンデンサをそれ以外の部分から取り外すことができる。ただし、この場合であっても、PCB使用廃安定器通知の2（1）及び（2）の要件を遵守する必要があることに留意されたい。

(2) 違反事例に対する対応

(1) に違反した事例については、その状況に応じて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第12条の2第1項又は第2項違反になることから、違反行為を把握した場合には、生活環境の保全上の支障の発生又はその拡大を防止するため速やかに行政処分（改善命令等）を行われたい。

2 低濃度PCB廃棄物の焼却処理に係る技術上の基準及び維持管理基準について

法第15条第1項に規定される産業廃棄物処理施設の都道府県知事等の設置許可について、許可対象となる廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号に定める廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設の技術上の基準及び維持管理基準について、現行では、いずれの基準についても、PCB廃棄物の燃焼条件を1,100℃以上で2秒以上滞留と規定している。

今般、報告書及び実証試験の結果等を踏まえ、低濃度PCB廃棄物（無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成18年環境省告示第98号）第2項第1号から第3号までに掲げる産業廃棄物をいう。以下同じ。）に限っては850℃以上で2秒以上滞留とす

行政情報

る旨、新たに規定することとする（規則第12条の2（技術上の基準）及び第12条の7（維持管理基準））。

第三 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例について

法第15条の2の5第2項において、非常災害により生じた廃棄物の適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理するための必要な応急措置として、産業廃棄物処理施設の設置者は、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものを処理する場合には、事後の届出でその処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置できることとされている。

しかし、環境省令で定める当該一般廃棄物が、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限ることとされていたため、非常災害時においても、産廃処理施設で受け入れる災害廃棄物について、排出現場から仮置き場まで運び出されるまでの間、一律に、他の一般廃棄物と分別して収集することを求めることとなり、迅速な災害廃棄物の処理に支障を生じるおそれがあった。

そこで、非常災害時に市町村から委託を受ける等により災害廃棄物の処理を行う場合に限り、処分までの間に他の一般廃棄物と分別されたものについては、当該一般廃棄物が他の一般廃棄物と分別して収集されたことを求めないこととした（規則第12条の7の16）。

ADMINISTRATION INFORMATION

事務連絡

平成27年12月3日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室

廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定について

平素から、産業廃棄物行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成27年2月の「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について(答申)」を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則等の一部を改正することとし、パブリックコメントの実施（実施期間：平成27年9月14日～10月13日）を経て、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」が11月6日に閣議決定され、同月11日に公布されました。現在、施行規則等を改正する省令等の公布に向けた作業を行っているところであり、本年中の公布を予定しております。

閣議決定のお知らせ及びパブリックコメント結果の掲載ページ：

<http://www.env.go.jp/press/101621.html>

今般の改正では、廃水銀等（特定の廃水銀及び廃水銀化合物）及びその処理物（詳細は別紙参照。）を特別管理産業廃棄物として新たに指定しています。廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定並びにその収集運搬基準及び保管基準については、水俣条約の発効日又は平成28年4月1日のいずれか早い日を施行日としています。施行日以降、当該廃水銀等の収集運搬を業として行おうとする事業者は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けなければならない。また、当該廃水銀等を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場毎に、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。

よって、現在廃水銀等を収集運搬する事業者が貴管内に存在する場合、施行日までに特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可等に係る新たな対応が必要となると考えられます。貴部局においては、廃水銀等の適正処理を円滑に進める観点から、廃水銀等の排出状況の把握、事業者への周知、業許可申請への対応等、必要な準備を進めていただきますようお願い申し上げます。なお、施行規則等を改正する省令等の公布後に、貴部局に対し施行通知を改めて発出する予定です。

【担当】環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室

渡辺、齋藤、葛本（くずもと）

電話：03-5501-3157

E-mail：hairi-tekisei@env.go.jp

行政情報

(別紙)

新たに特別管理産業廃棄物に指定される廃水銀等

○廃棄物処理法施行令第2条の4第5号二

廃水銀等（廃水銀及び廃水銀化合物であって、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるもの（*1）をいう。以下同じ。）及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準（*2）に適合しないものに限る。）

（*1）環境省令で以下のとおり定める予定です。

①以下の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く。）

- 一 水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設
- 二 水銀使用製品の製造の用に供する施設
- 三 灯台の回転装置が備え付けられた施設
- 四 水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設
- 五 国又は地方公共団体の試験研究機関
- 六 大学及びその附属試験研究機関
- 七 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所

②水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

（*2）環境省令で以下のとおり定める予定です。

水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さであることとする。

廃水銀等の収集運搬基準及び保管基準について

○収集運搬基準及び保管基準（令第3条、第4条の2、第6条及び第6条の5関係）

収集運搬については、廃棄物の飛散流出防止等の特別管理産業廃棄物に係る一般的な収集運搬基準に加え、以下のとおり施行令で定めており、環境省令で下線部のとおり定める予定です。

- ・運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること
- ・運搬容器は、密閉できることその他の環境省令で定める構造（収納しやすいこと及び損傷しにくいこと）を有すること積替え又は保管及び排出現場における保管については、廃棄物の飛散流出防止等の特別管理産業廃棄物に係る一般的な収集運搬基準に加え、環境省令で下線部のとおり定める予定です。
- ・容器に入れて密封することその他の当該廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置を講ずること
- ・高温にさらされないために必要な措置を講ずること
- ・腐食の防止のために必要な措置を講ずること

ADMINISTRATION INFORMATION

環廃対発第1512211号
環廃産発第1512212号
平成27年12月21日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長
産業廃棄物課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を 改正する政令等の施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第376号。以下「改正政令」という。）が平成27年11月11日に公布されたところであり、また、これに伴い廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成27年環境省令第40号）、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する告示（平成27年環境省告示第141号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第一条の二第十三項の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する告示（平成27年環境省告示第142号）等は、平成27年12月21日に公布され、廃水銀及び廃水銀化合物（以下「廃水銀等」という。）並びに当該廃水銀等を処分するために処理したものの特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物への指定並びにその収集運搬に係る処理基準及び保管基準については水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日又は平成28年4月1日のいずれか早い日から施行されることとなった。

については、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

平成25年10月の「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、早期にこれを締結し、条約の趣旨を踏まえた包括的な水銀対策の実施を推進すべく、平成26年3月に中央環境審議会に「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について」が諮問され、同諮問は循環型社会部会及び関係の部会に対し付議された。これを受け、循環型社会部会に「水銀廃棄物適正処理検討専門委員会」が設置され、審議が進められ、平成27年2月に中央環境審議会会長から環境大臣へ「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）」（以下「答申」という。）として答申がなされた。答申では、水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について、水銀に関する水俣条約における規定及び我が国が目指すべき方向性並びに我が国における水銀廃棄物の状況を踏まえ、その環境上適正な処理の在り方

行政情報

として金属水銀及び高濃度の水銀含有物を廃棄物として処分する際の環境上適正な処理方法並びに水銀使用廃製品の環境上適正な管理の促進方策等、必要な対策や今後の課題が取りまとめられた。

答申を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第一条の二第十三項の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成12年厚生省告示第4号）及び特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成4年厚生省告示第194号。以下「第194号告示」という。）等を改正することにより、廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したもののうち一定ものを特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に指定し、その処理基準及び保管基準を規定するとともに、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準の規定並びに廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への指定等を行うものである。

なお、改正政令のうち、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等の収集運搬に係る処理基準及び保管基準については水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日又は平成28年4月1日のいずれか早い日から施行されるが、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したものの中間処理並びに最終処分に係る処理基準、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準並びに廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への指定等については平成29年10月1日から施行されることから、本通知においては、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等の収集運搬に係る処理基準及び保管基準に係る改正内容及び留意事項について示すこととする。

第二 改正の内容

1 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物への指定（令第1条及び第2条の4関係）

（1）特別管理一般廃棄物への指定

水銀又はその化合物が使用されている製品（以下「水銀使用製品」という。）が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀及び当該廃水銀を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を新たに特別管理一般廃棄物に指定した。ここでは、市町村等により分別回収された水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀を想定しており、一般家庭で水銀使用製品が破損し漏洩した廃水銀は該当しない。

また、環境省令で定める基準は、環境大臣が定める方法により処理したものであることとし、同方法として、第194号告示第1号に「精製設備を用いて精製した上で、硫化設備を用いて十分な量の粉末状の硫黄と化学反応させるとともに、化学反応により生成する硫化水銀について、固型化設備を用いて十分な量の結合剤を加えることにより固型化する方法」と規定した。

なお、特別管理一般廃棄物に指定された廃水銀及びその処理物は、新たに追加する処分基準（改正後の令第3条第3号及び第4条の2第2号）に従い、第194号告示第1号で定める方法で処理の上、一般廃棄物として埋立処分を行うこととされているところ、上記の処分基準については、平成29年10月1日から施行されることに留意されたい。

ADMINISTRATION INFORMATION

(2) 特別管理産業廃棄物への指定

次の①～③に該当する廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を新たに特別管理産業廃棄物に指定した。

① 特定の施設において生じた廃水銀等（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く。）

次表の施設において生じた廃水銀等であって、水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除くものが該当すること。

一	水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設
二	水銀使用製品の製造の用に供する施設
三	灯台の回転装置が備え付けられた施設
四	水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設
五	国又は地方公共団体の試験研究機関
六	大学及びその附属試験研究機関
七	学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所

なお、表中第一号に掲げる施設において生じた廃水銀等とは、例えば、回収した時点で廃棄物として取り扱われていなかった水銀が水銀需要の低下等により廃棄物となったものを想定している。表中第四号に掲げる水銀を媒体とする測定機器とは、水銀が使用されている備え付けのポロシメータ等を想定しており、水銀温度計等の水銀使用製品である測定機器は該当しない。表中第五号から第七号に掲げる施設において生じた廃水銀等は、廃試薬等を想定している。ただし、その他の廃水銀等（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く。）についても、表に掲げる施設において生じた場合には全て特別管理産業廃棄物に該当する。

② 水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

水銀若しくはその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥等の産業廃棄物又は水銀使用製品が廃棄物となったものから廃棄物処理施設等で回収した廃水銀が該当すること。なお、水銀使用製品の破損により漏洩した廃水銀は該当しない。

③ 廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

上記①又は②に該当する廃水銀等を処分するために処理したものであって、環境省令で定める基準に適合しないものは特別管理産業廃棄物に該当すること。

また、環境省令で定める基準は、水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さであることとした。

具体的には、例えば、廃水銀等を硫化及び固型化したものは特別管理産業廃棄物に該当し、廃水銀化合物をばい焼施設等により精製した際に生じた残さは特別管理産業廃棄物に該当しない。

2 特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬に係る処理基準及び保管基準の追加（令第4条の2第1号及び第6条の5第1項第1号関係）

(1) 収集運搬に係る処理基準

行政情報

- ① 特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等について、廃棄物の飛散流出防止等の特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物の一般的な収集運搬に係る処理基準に加え、常温で液体であり、揮発するという水銀の特性に鑑み、以下の基準を設けることとした。
 - ア 運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること。
 - イ 運搬容器は、密閉できることその他の構造（収納しやすいこと及び損傷しにくいこと）を有するものであること。
 - ② 特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等の積替え又は保管に当たっては、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物の一般的な積替え又は保管基準に加え、常温で液体であり、揮発するという水銀の特性に鑑み、以下の基準を設けることとした。
 - ア 容器に入れて密封することその他の当該廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置を講ずること
 - イ 高温にさらされないために必要な措置を講ずること
 - ウ 腐食の防止のために必要な措置を講ずること
- (2) 事業場の保管場所における特別管理産業廃棄物の保管基準
- 特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等を排出する事業場において、当該廃棄物が運搬されるまでの間に保管を行う場合には、廃棄物の飛散流出防止等の特別管理産業廃棄物の一般的な保管基準に加え、上記②ア～ウの基準を設けることとした。

第三 その他の留意事項

1 特別管理産業廃棄物処理業の許可について

現に産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を有している者が、新たに特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等又は当該廃水銀等を処分するために処理したものの処理を改正政令の施行後に行おうとする場合には、特別管理産業廃棄物処理業の許可又は事業範囲の変更の許可が必要となるため、速やかに所要の手続きをとるよう指導されたいこと。特別管理産業廃棄物処分業の許可又は事業範囲の変更の許可においては、当該産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者における処分方法が、廃水銀等又は当該廃水銀等を処分するために処理したものを適正に処分できることを確認した上で許可されたいこと。併せて、特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したものに関する新たな埋立処分に係る処理基準（改正後の令第6条の5第1項第3号）は平成29年10月1日から施行されることに留意されたいこと。

2 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について

廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したものが特別管理産業廃棄物に指定されたことにより新たに特別管理産業廃棄物を生ずることとなった事業場を設置している事業者は、当該特別管理産業廃棄物に関する業務を適切に行わせるため、規則第8条の17に規定する資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならないこと。

3 特別管理産業廃棄物である廃水銀等に該当しないものについて

新たに指定された特別管理産業廃棄物に該当しない廃水銀等の収集運搬及び保管に当たっては、現行の処理基準が適用されるが、特別管理産業廃棄物である廃水銀等に準じ、生活環境保全上適正に扱われることが望ましいこと。

ADMINISTRATION INFORMATION

環廃対発第1512253号
環廃産発第1512254号
平成27年12月25日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長
産業廃棄物課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を 改正する省令等の施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成27年環境省令第42号。以下「改正省令」という。）が平成27年12月25日に公布されたところであり、また、これに伴い産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する件（平成27年環境省告示第145号）及び特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法の一部を改正する件（平成27年環境省告示第146号）が平成27年12月25日に公布され、平成28年3月15日から施行されることとなった。

については、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に基づく環境基準について、水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（平成23年環境省告示第94号）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（平成23年環境省告示第95号）が平成23年10月27日に公布され、カドミウムの公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の基準値及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の基準値が変更された。

今次改正はこれを踏まえ、カドミウム又はその化合物を含む特別管理産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）第2条第5項に定める特別管理産業廃棄物をいう。以下同じ。）等に係る基準を変更するものである。

また、一般廃棄物最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第5条第2項に規定する最終処分場をいう。以下同じ。）及び管理型最終処分場（令第7条第14号ハに規定する最終処分場をいう。以下同じ。）から排出される放流水の基準について、カドミウム及びその化合物に係る基準の変更を行うほか、廃棄物最終処分場（一般廃棄物最終処分場、遮断型最終処分場（令第7条第14号イに規定す

行政情報

る最終処分場をいう。)、安定型最終処分場(令第7条第14号ロに規定する最終処分場をいう。以下同じ。)及び管理型最終処分場をいう。)の周縁の地下水の基準並びに安定型最終処分場の浸透水の基準について、カドミウムに係る基準の変更を行うものである。

第二 改正の内容

1 特別管理産業廃棄物の判定基準の変更(令第2条の4関係)

カドミウム又はその化合物を含む産業廃棄物に関する特別管理産業廃棄物の判定基準については、カドミウム又はその化合物を含む燃え殻、ばいじん、鉱さい、汚泥及びカドミウム又はその化合物を含む廃棄物を処分するために処理したものであって廃酸又は廃アルカリ以外のものにあつては溶出濃度を0.3mg/Lから0.09mg/Lに変更し、カドミウム又はその化合物を含む廃酸及び廃アルカリ並びにカドミウム又はその化合物を含む廃棄物を処分するために処理したものであって廃酸又は廃アルカリに該当するものにあつては含有濃度を1mg/Lから0.3mg/Lに変更したこと。

2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分基準等(令第6条及び第6条の5関係)

カドミウム又はその化合物を含む産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分の場所を判定する基準を溶出濃度で0.3mg/Lから0.09mg/Lに変更し、この基準以下の廃棄物は公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置が講じられた場所に埋め立てることができることとしたこと。一方、この基準に適合しない廃棄物は公共の水域及び地下水と遮断されている場所に埋め立てなければならないこと。

また、カドミウム又はその化合物を含む産業廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準については、令第6条第1項第4号イ(1)(イ)に掲げる汚泥のうち別表第3の2第1号に掲げる施設において生じた汚泥及び同号イ(3)に掲げる動植物性残さにあつては含有濃度を0.1mg/kgから0.03mg/kgに変更し、同号イ(1)(イ)に掲げる汚泥のうち別表第3の2第2号に掲げる施設において生じた汚泥及び同号イ(1)(ロ)に掲げる汚泥にあつては溶出濃度を0.01mg/Lから0.003mg/Lに変更し、同号イ(2)に掲げる廃酸及び廃アルカリ並びに同号イ(4)に掲げる家畜ふん尿にあつては含有濃度を0.1mg/Lから0.03mg/Lに変更したこと。

3 廃棄物最終処分場に係る水質基準関係

(1) 一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場に係る放流水の基準改正(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「基準省令」という。)別表第1関係)

一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場の放流水に係るカドミウム及びその化合物の基準(以下「排水基準」という。)の値を0.1mg/Lから0.03mg/Lに変更したこと。

(2) 廃棄物最終処分場に係る周縁地下水及び安定型最終処分場に係る浸透水の基準改正(基準省令別表第2関係)

廃棄物最終処分場の周縁地下水及び安定型最終処分場の浸透水に係るカドミウムの基準値を0.01mg/Lから0.003mg/Lに変更したこと。

(3) 廃棄物最終処分場に係る経過措置(改正省令附則第2条関係)

一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場の廃止時には、保有水等の水質検査を2年以上にわたり行うことが必要であるが、改正省令の施行前に行われた水質検査の結果については、改正前の基準省令の排水基準等に適合しているかを判断する経過措置を設けたこと。

ADMINISTRATION INFORMATION

(4) 特定廃棄物の埋立処分基準（改正省令第4条関係）

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号）第26条に規定する特定廃棄物の埋立処分基準について、令第3条第3号及び第6条第1項第3号に規定する廃棄物の埋立処分基準と同様の改正を行ったこと。

- 4 検定方法（産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示第13号)第二関係）
カドミウム又はその化合物を含む産業廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準の変更等を踏まえ、カドミウム又はその化合物を含む産業廃棄物の海洋投入処分に係る検定方法の変更を行ったこと。

第三 特別管理産業廃棄物の判定基準の変更に関する留意事項

1 特別管理産業廃棄物処理業の許可について

現にカドミウム又はその化合物を含む特別管理産業廃棄物の処理業の許可を有していない者が、カドミウム又はその化合物を含む産業廃棄物に関する特別管理産業廃棄物の判定基準の変更に伴い、新たに特別管理産業廃棄物となるカドミウム又はその化合物を含む産業廃棄物の処理を改正省令の施行後に行おうとする場合には、特別管理産業廃棄物処理業の許可又は事業範囲の変更の許可が必要となるため、速やかに所要の手続きをとるよう指導されたいこと。

2 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について

カドミウム又はその化合物を含む産業廃棄物に関する特別管理産業廃棄物の判定基準の変更に伴い、新たに特別管理産業廃棄物を生ずることとなった事業場を設置している事業者は、当該特別管理産業廃棄物に関する業務を適切に行わせるため、規則第8条の17に規定する資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならないこと。

行政情報

環廃企発第1601085号
環廃対発第1601084号
環廃産発第1601084号
平成28年1月8日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室長
廃棄物対策課長
産業廃棄物課長

店頭回収された廃ペットボトル等の 再生利用の促進について(通知)

廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力いただいているところである。

さて、使用済みのペットボトル及びプラスチック製の食品用トレイ(以下「廃ペットボトル等」という。)については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号以下「容器包装リサイクル法」という。)に基づく分別収集及びその分別基準適合物の再商品化の取組並びにペットボトル等の販売を行う事業者による自主的な回収・リサイクルの取組等により再商品化されることが一般的となってきた。循環型社会形成の推進のためには、生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないことを確保した上で、こうした廃棄物の適正な再生利用を推進していくことが望ましい。そこで、かねてより、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会の合同会合において、廃ペットボトル等の店頭回収等の活用による収集ルートが多様化が検討課題として取り扱われ、知見の収集が図られてきているところである。

また、「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)においては、店頭回収された廃ペットボトル等の再生利用の促進に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)上の法的取扱いの明確化、再生利用指定制度の趣旨、手続の流れ、指定要件の明確化及び一般指定制度の活用に関し、都道府県(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第27条に規定する市(以下「政令市」という。)を含む。以下同じ。)に対する制度の周知徹底などについて、平成27年度中に検討し、結論を得ることとされており、結論を得次第速やかに措置することとされたところである。

一方で、廃棄物は不要物であるため、占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、廃棄物に該当す

ADMINISTRATION INFORMATION

る物を処理する場合には、当該物の再生行為を含め、法による適正な管理下に置くことが必要である。

今般、これらの背景及び昨今の知見等を踏まえ、店頭回収された廃ペットボトル等の適正な再生利用を促進するため、その法的取扱い及び再生利用指定制度の趣旨等の明確化を図ることとしたので、下記のとおり通知する。

貴職におかれては、下記の事項を踏まえ、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管下市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 店頭回収された廃ペットボトル等の廃棄物処理法上の法的取扱いの明確化

1 背景

スーパーマーケットの小売事業者による、使用済みの容器包装を回収するボックスの店頭への設置は、遅くとも、容器包装リサイクル法の制定された平成7年頃から確認できているが、当時より、店頭回収された廃ペットボトル等の取扱いについては、小売販売を業として行う者が自ら処理を行う場合と一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託する場合とに分かれている。このことから、それぞれの場合について、店頭回収された廃ペットボトル等の廃棄物処理法上の法的取扱いを以下のとおりとする。

2 小売販売を業として行う者が自ら処理を行う場合（廃ペットボトル等が産業廃棄物として扱われる場合）

(1) 店頭回収された廃ペットボトル等の産業廃棄物への該当性

廃棄物処理法において、同法第2条第4項第1号の規定により、産業廃棄物とは、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」とされており、同法第2条第2項の規定により、一般廃棄物とは、「産業廃棄物以外の廃棄物」とされている。

市民の消費活動によって排出された廃ペットボトル等は、本来一般廃棄物であるが、店頭回収された廃ペットボトル等が、下記2（2）に掲げる要件を充足し、「事業活動に伴って生じた廃棄物」と認められる場合においては、産業廃棄物であると解釈して差し支えない。

(2) 事業活動性

廃ペットボトル等については、そのリサイクル技術が確立し店頭回収等による回収ルートが多様化により再生利用促進が期待される状況に鑑み、本体事業がペットボトル及びプラスチック製の食品用トレイの販売事業である小売事業者が、当該製品の販売後に廃ペットボトル等の回収を行うことについて、以下の要件を充足する場合に限り、当該回収行為は事業活動と回収対象物に密接な関連性があるとして「事業活動の一環として行う付随的活動」であると認められ、廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する「事業活動」と解釈して差し支えない。ただし下記3に掲げる場合を除く。

行政情報

なお、「事業活動の一環として行う付随的活動」の解釈をむやみに広げ、自社廃棄物と扱い得る範囲を拡大することは、許可制度の形骸化や不適正処理につながるおそれがあることから、廃ペットボトル等の店頭回収が「事業活動の一環として行う付随的活動」に該当するか否かについては、具体的な状況等に照らして適切に判断されたい。

① 主体

販売事業を行う者と同一の法人格を有する者が回収を行う場合に限られること。

② 対象

再生利用に適した廃ペットボトル等で、かつ、販売製品と化学的、物理的に同一程度の性状を保っている廃ペットボトル等に限られること。

再生利用に適した廃ペットボトル等であるか否かは、第2の2(2)個別指定の対象における記載を参照されたい。

③ 回収の場所

販売事業を行う場所と近接した場所で回収が行われる場合に限られること。

④ 管理意図及び管理能力

販売製品の販売から回収までの一連の行為について管理する意思があり、かつ適切な管理が可能であること。

⑤ 一環性及び付随性

本体事業活動の便益向上を図るために、当該事業活動に密接に関連するものとして付随的かつ一環として行う行為に限られること。

(3) 処理責任の所在

店頭回収された廃ペットボトル等が、産業廃棄物として扱われる場合、その処理責任は排出事業者である小売事業者等有することに留意すること。

3 一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託する場合（廃ペットボトル等が一般廃棄物として扱われる場合）

上記2のような場合であっても、当該店頭回収が開始された当初から、市町村の一般廃棄物処理計画の下で当該市町村から一般廃棄物処理業の許可を受けている事業者と委託契約を締結し、廃ペットボトル等の処理が適正に行われている場合等においては、当該廃ペットボトル等について引き続き一般廃棄物として適正処理が継続されることを妨げるものではない。貴職におかれては、現行の店頭回収の実態も考慮しつつ、当該市町村における既存の適正処理ルートを妨げることがないよう貴管下市町村担当部局との調整を図り、適切に対応されたい。

第2 廃ペットボトル等の店頭回収に係る再生利用指定制度の活用推進について

1 再生利用指定制度の趣旨

産業廃棄物の再生利用指定制度とは、廃棄物処理法第14条第1項及び第6項但書き並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）第9条第2号及び第10条の3第2号の規定により、再生利用されることが確実であると都道府県知事（政令市にあっては、市長。以下同じ。）が認めた産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者であって都道府県知事の指定を受けたものについては、産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を不要とする制度である。同制度の趣旨は、これらの産業廃棄物の再生利用を容易に行えるようにすることにある。

ADMINISTRATION INFORMATION

同制度の運用については、廃棄物処理法施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づく再生利用業者の指定制度について（平成6年4月1日付け衛産発第42号厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知。以下「指定制度運用通知」という。）において示されているところであり、従前より、指定制度運用通知に基づき、各自自治体において店頭回収された廃ペットボトル等が産業廃棄物と解釈される場合において、再生利用指定制度を適用することは可能であったところである。

今般、廃ペットボトル等のさらなる再生利用の促進のため、個別指定の手續、個別指定の対象、再生輸送業者の個別指定の基準及び一般指定制度の活用につき、指定制度運用通知の明確化をすることとした。

貴職におかれては、廃ペットボトル等について再生利用指定制度を活用するに当たり、既存の適正処理ルートを活かしつつ、本通知及び指定制度運用通知に基づき、当該制度の適正な活用を進められたい。

2 個別指定について

(1) 個別指定の手續

個別指定に関する申請書、指定書、事業の範囲の変更の申請及び事業の廃止の届出等については、指定制度運用通知を参考にして、円滑に手續が進むよう速やかに都道府県ごとに規則を定められたい。

(2) 個別指定の対象

個別指定の対象となる廃棄物は、再生利用されることが確実であることが必要であるため、指定の対象となる廃ペットボトル等は、再生利用に適したものであることが求められるところ、容器包装廃棄物の分別収集に関する省令（平成7年厚生省令第61号）第2条第7項第2号及び第3号又は同条第8項第3号から第5号までに規定する水準であれば、当該条件を満たすものと想定される。

したがって、店頭回収された廃ペットボトル等のうち、個別指定制度の対象として適切なものとは、ポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料若しくはしょうゆ等を充てんするもの又はプラスチック製の食品用トレイが廃棄物となったものであって、小売事業者の販売店で他の廃棄物と分別して回収されたもの（以下「対象廃ペットボトル等」という。）と考えられる。

(3) 再生輸送業者の個別指定の基準

対象廃ペットボトル等の店頭回収に係る個別指定は、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を不要とするものであるが、再生輸送業者は処理基準に則した収集又は運搬を行うことが適当である。貴職におかれては、廃ペットボトル等の再生利用を促進するための本制度が、一部の悪質な業者により悪用されることのないよう、申請者が以下に掲げる個別指定の基準に適合しているかにつき、慎重に審査されたい。

- ① 対象廃ペットボトル等の排出事業者からその運搬の委託を受けること。なお、再委託は認められないこと。
- ② 対象廃ペットボトル等の搬入先となる処理施設が、容器包装リサイクル法に基づく再生利用実績がある等の適切な処分施設であること。
- ③ 再生輸送（個別指定を受けて行う廃棄物の収集又は運搬をいう。以下同じ。）の用に供する施設及び申請者の能力が廃棄物処理法施行規則第10条各号に掲げる基準に適

行政情報

合するものであること。

- ④ 排出事業者から再生輸送に要する費用であることが明らかな料金のみを受け取るなど、再生輸送により不当な利益を得るものでないこと。
- ⑤ 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じないこと。
- ⑥ 申請者が廃棄物処理法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

3 一般指定について

都道府県内において同一形態の再生利用に係る店頭回収が多数行われている場合等については、指定を受けようとする者の申請によらず、都道府県が再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で、当該産業廃棄物の収集若しくは運搬を行う者を一般的に指定する、一般指定制度を活用することが考えられる。上記2の活用等により、店頭回収された廃ペットボトル等の再生利用が広く適切に実施されているなど、廃ペットボトル等を一般指定の対象とすることが適当であると認められる場合には、当該制度の活用を積極的に検討されたい。

ADMINISTRATION INFORMATION

環廃企発第1601184号
環廃産発第1601186号
平成28年 1月18日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長
産業廃棄物課長

産業廃棄物処理業者により食品が転売された 事案について（通知）

産業廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力いただいているところである。

さて、今般、食品関連の事業者から産業廃棄物処理業者に対し、産業廃棄物として処分を依頼したにもかかわらず、当該産業廃棄物処理事業者が当該廃棄物を食品として売却し、スーパーで販売されていた事実等が判明したところである。

産業廃棄物処理事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）及び関係法令に基づき、廃棄物の適正な処理を行うことにより生活環境の保全を行わなければならないところ、受託した廃棄物を不適切に取り扱ったことは、国内の廃棄物処理への信頼を損ないかねない事態である。

については、貴職管区内の産業廃棄物処理業者に対し、廃棄物処理法及び関係法令の遵守について、改めて周知及び適切な指導を行うようお願いするとともに、類似の事案を把握した場合には、早急に当省に情報提供をいただき、厳正な対処をお願いする。

また、当該産業廃棄物処理業者は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）第11条に基づく国の登録を受けた再生利用事業者であるところ、当該産業廃棄物処理業者による食品リサイクル法に違反する行為が確認された場合には、国としても食品リサイクル法に基づく厳正な対処をすることとしている。貴職管区内の産業廃棄物処理業者が食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者等である場合については、食品リサイクル法に基づく登録権限を有する国（環境省・農林水産省等）とも連携して対応いただくようよろしくお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

行政情報

環廃企発第1601201号
環廃産発第1601201号
平成28年1月20日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長
産業廃棄物課長

動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処分業者等への 立入検査等の強化について

産業廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところであり、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、食品関連の事業者から産業廃棄物処理業者に対し、産業廃棄物として処分を依頼したにもかかわらず、当該産業廃棄物処理事業者が当該廃棄物を食品として売却し、スーパーで販売されていた事実等が判明したことを受け、平成28年1月18日に、「産業廃棄物処理業者により食品が転売された事案について」を通知し、廃棄物処理法及び関係法令の遵守について、改めて周知及び適切な指導を行うとともに、類似の事案を把握した場合には、早急に当省に情報提供をいただき、厳正な対処をされるようお願いしたところである。

貴職におかれては、上記通知に基づき、動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処分業者を対象とし、重点的に立入検査等を行い、食品の転売を行っていた事案の有無及びマニフェスト虚偽記載の有無等を確認されたい。

その結果、適切な処理が行われていない事案が判明した場合には、速やかに許可の取消しを含む適切な措置を講じられたい。更に、事案の有無に関わらず、動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処分業者への立入検査の状況を取りまとめ、別添1にて、平成28年1月29日（金）までに報告されたい。

また、国においては、関係省庁とともに食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第11条に基づく再生利用事業者の登録を行っているところ、産業廃棄物である動植物性残さを取り扱う事業者も存在している。登録再生利用事業者に対しての立入検査等の対応を行った場合にはその旨を国に上記と併せて報告し、必要に応じて国による対応との連携を図られたい。

ADMINISTRATION INFORMATION

(別添 1)

動植物性残さを取り扱う廃棄物処分業者等への立入検査結果報告

【回答者】

都道府県・政令市名	
回答者所属	
回答者氏名	
電話番号	
連絡先E-mailアドレス	

【立入検査等の件数 注1)】

動植物性残さを取り扱う施設の処理方式	動植物性残さを取り扱う左記処理方式の施設の総数	立入検査件数	うち、食品の転売を行っていた件数
発酵			
堆肥化			
焼却			
その他			
計			

【食品の転売を行っていた事案について】

	食品の転売を行っていた事案の概要 注2)、注3)、注4)	処分業者による マニフェスト虚偽 記載の有無	指導・対応状況
1		有・無	
2		有・無	
3		有・無	
4		有・無	
5		有・無	

注1：同一事業者に複数回立入を行った場合は、1回と計上してください。

注2：【立入検査等の件数】において食品の転売を行っていた件数に計上した事案について、概要を記載してください。

注3：処分業者がマニフェストの虚偽記載を行っていた場合は、その詳細についても記載をお願いします。

注4：事案の概要や指導・対応状況について、参考となる資料があれば添付してください。

行政情報

環廃産発第1602021号
平成28年2月2日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第11項及び 第14条の4第11項に規定する 「生活環境の保全上必要な条件」に係る留意事項について

産業廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところであり、厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第11項及び第14条の4第11項に規定する「生活環境の保全上必要な条件」の考え方については、「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて」（平成25年3月29日付け環廃産発第13032910号本職通知。以下「許可事務通知」という。）の第1の6において、許可の条件に係る要領として示しているところである。

今般、上記の許可の条件について、従前からの地方公共団体における具体の事例の集積や制度趣旨等を踏まえ、下記のとおり留意事項を明確化することとしたので通知する。貴職におかれては、下記の事項を踏まえた運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 許可の条件については、法に規定する基準を遵守させ、かつ、生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれのないようにするための具体的な手段、方法等について付すものであること。
2. 当該手段、方法を絞り込むにあたっては、生活環境の保全を旨として、より広い選択肢について、技術的な熟度、効果の程度及びその信頼性並びに実行可能なより良い技術の採用等の観点に照らした上で、実効性の観点から行うものとする。
3. 生活環境の保全の観点から関連の深い地域の自然的・社会的状況（地形、住宅地域の分布並びに公害関連の関連協定及びその背景など）を適切に勘案すること。

ADMINISTRATION INFORMATION

環廃対発第1602051号

環廃産発第1602052号

平成28年2月5日

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会
会長 石井 邦夫 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

廃棄物処理におけるジカウイルス感染症対策について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、中南米で感染が拡大しているジカウイルス感染症（ジカ熱）について、本年2月1日に世界保健機関が小頭症及び神経障害の集団発生に関する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」であることを宣言し、政府においても、ジカ熱に関する関係省庁対策会議を設置し、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって対応することとしております。

ジカウイルス感染症については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第5項第11号の規定により政令で定める四類感染症に追加される予定です。

ジカウイルスを始めとする感染及び感染のおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物の処理については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成24年5月）（以下「マニュアル」という。）（<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>）を環境省で策定し、適正な処理の確保をお願いしているところです。貴連合会におかれても、これらの廃棄物の適切な処理の確保のため、必要な措置の実施に努めるとともに、主として運搬時及び処分時において作業員への感染防止に万全を期すよう貴連合会会員に周知徹底をお願いします。

行政情報

ジカウイルス感染症について(参考)

○病原体

フラビウイルス科フラビウイルス属のジカウイルスによる蚊媒介感染症。

○発生状況

日本では、海外で感染し帰国後発症する症例が2013年以降で3例。国内感染の報告はない。
海外では、アフリカ、アジア太平洋地域、中央・南アメリカで報告があり、2013年に仏領ポリネシアで1万人を超える流行があったほか、2015年5月以降、ブラジルなど中南米でも多数の患者が報告。

○感染経路

ウイルスを持ったネッタイシマカやヒトスジシマカに吸血されることでヒトへと感染。
ヒトーヒト間の感染は、胎児への垂直感染が確認されているが、一般的には稀(極めて稀なケースとして、献血や性交渉による感染の可能性が指摘されている。)。理論的には母乳を介した感染や臓器移植による感染の可能性はあるが、実際の感染事例はない。

○症状

デング熱やチクングニア熱ほど強い症状は示さないが、似た症状を示し、発熱(<38.5℃)、頭痛、関節痛、発疹、結膜炎などが2～7日続く。死亡するケースは稀。
潜伏期間は2～12日(主に、2～7日)と言われており、デング熱等と同様、不顕性感染も報告されている。
ギランバレー症候群との関連や、妊娠中に感染した場合に、胎児に影響(小頭症との関連)する可能性が指摘されている。

【参考】「ジカウイルス感染症(ジカ熱)のリスクアセスメント」(国立感染症研究所)

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/id/2358-disease-based/sa/zika-fever.html>

【参考2】「ジカウイルス感染症について」(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000109881.html>

ADMINISTRATION INFORMATION

基安発1225第1号
平成27年12月25日

公益社団法人全国産業廃棄物連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

有害物ばく露作業報告対象物 (平成28年対象・平成29年報告) について

化学物質対策に係る行政の推進につきましては、日頃から格段の御支援、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第95条の6の規定に基づく報告（以下「有害物ばく露作業報告」という。）は、事業場における労働者の有害物へのばく露の状況を把握し、その結果、ばく露による健康障害が発生するおそれがある場合には、必要な措置を講じていくことを目的としたものであり、今後、有害物対策を効果的に進めていく上で必要な報告として平成18年から行われています。

有害物ばく露作業報告の対象となる物については、「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等」（平成18年厚生労働省告示第25号。以下「告示」という。）により定められていますが、本日、告示の一部が改正され、下記のとおり平成28年1月1日から12月31日を対象期間とする有害物ばく露作業報告（報告期間は平成29年1月1日から3月31日まで）の対象となる物が新たに定められたところです。

つきましては、本制度の趣旨を御理解の上、本制度が円滑に運用されるよう貴団体の傘下事業場等に対して下記の事項について周知いただき、有害物ばく露作業報告の対象となる事業場において適正に有害物ばく露作業報告がなされるよう御協力をお願いします。

記

1 制度の概要

安衛則第95条の6の規定に基づき、事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、事業場ごとに安衛則様式第21号の7の有害物ばく露作業報告書（以下「報告書」という。）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこと。

2 有害物ばく露作業報告の対象となる物

今般の告示の一部改正において新たに有害物ばく露作業報告の対象となる物は、次の表の中欄に掲げる物（以下「対象物」という。）及び対象物を含有する製剤その他の物（含有量が同

行政情報 — ADMINISTRATION INFORMATION

表の右欄に掲げる値であるものを除く。) であること。

なお「炭化けい素（ウイスキー及び繊維状のものに限る。）」の「ウイスキー」とは、幅（直径）が数 μm 程度以下の細長い針状の単結晶をいい、「繊維状」とは、概ね長さが $5\mu\text{m}$ 超、幅が $3\mu\text{m}$ 未満、長さが幅の3倍を超える繊維をいうこと。

コード	物	含有量 (重量%)
215	アセトンシアノヒドリン	1%未満
216	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	0.1%未満
217	エチリデンノルボルネン	0.1%未満
218	4-クロロ-オルト-フェニレンジアミン	0.1%未満
219	2-クロロニトロベンゼン	0.1%未満
220	2- (ジエチルアミノ) エタノール	1%未満
221	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	0.1%未満
222	2, 6-ジターシャリーブチル-4-クレゾール	0.1%未満
223	ジチオりん酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス (エトキシカルボニル) エチル (別名マラチオン)	0.1%未満
224	炭化けい素 (ウイスキー及び繊維状のものに限る。)	0.1%未満
225	チオりん酸O, O-ジエチル-O- (2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)	0.1%未満
226	テトラナトリウム=3, 3'- [(3, 3'-ジメトキシ-4, 4'-ビフェニリレン) ビス(アゾ)]ビス[5-アミノ-4-ヒドロキシ-2, 7-ナフタレンジスルホナート] (別名C Iダイレクトブルー15)	0.1%未満
227	2, 4, 6-トリクロロフェノール	0.1%未満
228	N-ニトロソフェニルヒドロキシルアミンアンモニウム塩	0.1%未満
229	ヒドロキノン	0.1%未満
230	N- (ホスホノメチル) -グリシン (別名グリホサート)	0.1%未満
231	メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル	0.1%未満
232	硫酸ジイソプロピル	0.1%未満

3 報告の期間等

事業者は、平成28年1月1日から同年12月31日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量が500キログラム以上になったときは、平成29年1月1日から同年3月31日までの間に、所轄労働基準監督署長に報告書を提出しなければならないこと。

全国産業廃棄物連合会の会員さまへ

全国産業廃棄物連合会 会員さま専用の

産業廃棄物処理業者賠償責任保険



（「産業廃棄物処理業者賠償責任保険」は、契約者を公益社団法人全国産業廃棄物連合会とした、賠償責任保険普通保険約款に賠償責任保険追加条項、施設所有管理者特約条項、生産物特約条項等各種特約をセットしたものです。）のペットネームです。

産業廃棄物処理業者賠償責任保険が、
近年増加する企業の賠償リスクから、会員の皆さまを守ります。

近年企業が所有使用管理する施設の管理ミスまたは業務遂行上のミスに起因する偶発的な事故による損害賠償の請求が増加しております。本制度が会員さまの信用と責任、さらには事業安定のためにお役に立てれば幸いです。

〈増加する企業賠償リスク〉

事故例① <中間処理施設の事故>	本保険の適用
施設内で、産業廃棄物を誤ってクレーンから落とし、下にあったトラックが全損した	○
事故例② <最終処分場の事故>	本保険の適用
廃棄物を堆積させていたが、突如崩れて下にいた人に傷害、車に損害を与えた	○
事故例③ <収集・運搬業の事故>	本保険の適用
廃材を自車の荷台に積み込みを行っていたところ、通行人にぶつけてしまった	○

産業廃棄物処理業者賠償責任保険の特長

施設の大小に
関わらず加入可能！

- 全国産業廃棄物連合会を契約者、会員の皆さまを加入者とした団体契約
- 保険金は賠償保険金はもちろん訴訟費用、弁護士費用なども補償されます
- 対象となる施設は最終処分場、中間処理施設^(※1)、また施設外での回収業務^(※2)
- お見積りは処分許可証1つで可能。掛金は全額損金参入可能
- 2016年度より収集・運搬専業プランがスタート！

保険期間 2016年4月1日～1年間(中途加入は毎月受付中)

本内容は産業廃棄物処理業者賠償責任保険の概要を示したものです。実際の加入および詳細は損保ジャパン日本興亜またはお近くの損保ジャパン日本興亜代理店にお問い合わせください。

(※1)処理の後、埋立処分されるか再生利用されるかを問わず、産業物の減量、中和などの中間処理を行う施設をいいます。

(※2)回収にご使用になられているお車の登録番号等をご申告いただき、申し込みいただけます。

<p>お問い合わせ先</p> <p>損害保険ジャパン日本興亜株式会社 埼玉中央支店 さいたま支社 〒330-0854 埼玉県さいたま市桜木町4-82-1 TEL:048-648-6063 FAX:048-648-6084 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)</p>	<p>制度引受保険会社</p> <p>損害保険ジャパン日本興亜株式会社</p> <p>制度運営</p> <p>公益社団法人全国産業廃棄物連合会</p>
---	---

事業報告

Business Information

ここでは、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会が実施・協力した事業等（平成27年11月後半～平成28年3月前半）の概要を紹介します。

大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議 一般向け啓発事業の実施に関する検討会議

日 時：平成27年11月19日（木曜日）15時00分
場 所：咲洲庁舎20階／（まち側）会議室
議 題：一般市民向け不法投棄等防止PR事業について
参画者：井出 保（収集運搬部会長）
松田 裕雄（専務理事兼事務局長）

廃棄物不適正処理巡視事業

日にち：平成27年12月3日（木曜日）
場 所：堺市、和泉市
参画者：白坂 悦一（収集運搬部会員）
日吉 弘幸（青年部員）
田中 千議（事務局事業主任）



汚泥が入ったドラム缶があり、早急な対策が必要

日にち：平成27年12月25日（金曜日）
場 所：富田林市、千早赤阪村
参画者：馬場 要（青年部員）
田中 千議（事務局事業主任）

日にち：平成28年1月18日（金曜日）
場 所：柏原市
参画者：高野誠一郎（収集運搬部会員）
伊山 雄太（青年部員）
田中 千議（事務局事業主任）

日にち：平成28年2月3日（火曜日）
場 所：高槻市、島本町
参画者：近道光一郎（収集運搬部会員）
田中 千議（事務局事業主任）



2年前同じ場所を調査。廃棄物の量が増加している。

第3回地球環境保全のための 3R推進フォーラム

詳細は本紙2ページから20ページをご覧ください

大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議

日 時：平成27年12月17日（木曜日）14時00分
場 所：大阪府咲洲庁舎30階／共用会議室
議 題：推進会議の構成員の追加等について
国・府における石綿飛散防止対策等の取組み等について
石綿飛散防止に係る周知の取組みについて
参画者：塩見 頼彦（再生処分部会長）
龍野 浩一（事務局次長）

企業による森づくり連絡調整会

日 時：平成27年12月17日（木曜日）10時00分
場 所：堺第7-3区管理事務所／会議室
議 題：平成27年度植樹祭について
活動報告など
参画者：田中 千議（事務局事業主任）

電子マニフェスト操作体験セミナー

日 時：平成27年12月18日(金曜日) 10時00分
 場 所：大阪産業創造館／パソコン実習室
 参加者数：20名
 内 容：パソコンを使用した操作体験
 講 師：日本産業廃棄物処理振興センター
 情報処理センター
 業務推進部 山本千亜樹



浜野 廣美 (副会長)
 白坂 悦夫 (副会長)
 井出 保 (副会長)
 國中 賢吉 (顧問・名誉会長)
 松田 裕雄 (専務理事兼事務局長)
 田中 千議 (事務局事業主任)

リスクアセスメント推進研修会

講師の中西委員(手前左)

電子マニフェスト個別導入相談会

日 時：平成27年12月18日 14時00分
 場 所：大阪産業創造館／パソコン実習室
 参加者数：4名
 内 容：電子マニフェストの円滑な導入手順、運用や操作方法等を面談形式で相談
 相談員：日本産業廃棄物処理振興センター
 情報処理センター
 業務推進部 山本千亜樹

日 時：平成28年1月14日(木曜日) 9時20分
 場 所：大江ビル13階／第3～6会議室
 参加者数：58名
 講義1：産業廃棄物処理業におけるヒヤリ・ハットの事例分析の活用について
 講 師：中西 智彦 (危機管理委員)
 講義2：産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントの必要性
 講 師：藤江 純 (危機管理委員)
 講義3：リスクアセスメントの基本と実施に向けて
 講 師：中央労働災害防止協会 専門役
 新谷 隆司

演 習：リスクアセスメントの体験
 演習指導：新谷 隆司

全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会

日 時：平成28年1月12日(火曜日) 15時00分
 場 所：リーガロイヤルホテル京都／ランゴーニュ
 議 題：任期満了に伴う役員等新規(再任)候補者の推薦に伴う事前調整について
 平成27年度第二回大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会について
 講 演：地球環境問題の対策に対する民間セクターの参画促進
 講 師：地球環境センター 企画官 元田智也
 参画者：片渕 昭人 (会長)

福部 忠 (危機管理委員長)
 高島 浩司 (危機管理副委員長)
 國中 賢一 (危機管理副委員長)
 伊藤 隆 (危機管理委員)
 川島 明修 (危機管理委員)
 川瀬 幸久 (危機管理委員)
 神藤 信六 (危機管理委員)
 中西 智彦 (危機管理委員)
 藤江 純 (危機管理委員)

第2回電子マニフェスト導入実務研修会

日 時：平成28年1月14日(木曜日) 14時00分
 場 所：大江ビル13階／第3～6会議室
 参加者数：44名
 内 容：電子マニフェストシステムの概要説明
 操作（基本設定、登録、照会等）の説明
 講 師：日本産業廃棄物処理振興センター
 情報処理センター
 普及対策室 室長 新井博司

全国産業廃棄物連合会事務局責任者会議

日 時：平成28年1月29日(金曜日) 13時30分
 場 所：アジュール竹芝14階／天平の間
 議 題：廃棄物処理法改正等関係について
 人材育成方策検討調査について
 電子マニフェストについて
 低炭素社会実行計画の2030年目標検討について
 参画者：松田 裕雄（専務理事兼事務局長）
 龍野 浩一（事務局次長）

第16回廃棄物処理先進事例調査

詳細は本紙52ページから56ページをご覧ください

産廃塾

日 時：平成28年2月18日(木曜日) 13時30分
 場 所：本会会議室
 参加者数：19名
 内 容：講義
 コミュニケーショントレーニング
 グループディスカッション
 講 義：廃水銀処理及び廃PCB処理について
 講 師：(株)浜田 寺井 正幸氏
 進 行：片渕 則人（組織広報委員）
 吉本 聖美（組織広報委員）
 進行補助：濱田 篤介（組織広報委員長）
 田中 公治（組織広報副委員長）
 高好 健二（組織広報副委員長）
 尾崎 正孝（組織広報委員）

渋谷 和義（組織広報委員）
 高田実佐大（組織広報委員）
 福田 勝（組織広報委員）
 國中 雅之（組織広報オブザーバー）



寺井氏による講義

近畿建設リサイクル表彰

日 時：平成28年2月29日(月曜日) 13時30分
 場 所：追手門学院大阪城スクエア／
 大手前ホール
 主催者：建設副産物対策近畿地方連絡協議会
 受賞者：野村興産(株)営業部関西営業所
 受賞テーマ：解体工事より回収された蛍光灯の
 100%リサイクル



左から野村興産(株)中西智彦所長、主催者の山田邦博委員長

共生の森植樹祭

日時：平成28年3月5日(土曜日) 10時00分

場 所：堺第7-3区/共生の森

内 容：最終処分場跡緑化のための植樹

参加者：片瀨 一真(株興徳クリーナー)

川本 謙太(再生処分部会員)

馬場 要(青年部員)

田中 千議(事務局事業主任)



奥野 健治(収集運搬副部長)

小林 一郎(収集運搬副部長)

東 宏司(収集運搬部会員)

池辺 充(収集運搬部会員)

垣中 清忠(収集運搬部会員)

上出 広幸(収集運搬部会員)

近道光一郎(収集運搬部会員)

白坂 悦一(収集運搬部会員)

高野誠一郎(収集運搬部会員)

宮川 基次(収集運搬部会員)

一般市民向け不法投棄防止PR事業

日 時：平成28年3月12日(土曜日) 14時00分

場 所：大阪南港「海遊館」前広場

内 容：一般市民向けにノベルティ等の配布や環境クイズを行い不法投棄防止をPR

参画者：松田 裕雄(専務理事兼事務局長)

福原 睦美(事務局総務主任)

内海 浩子(事務局業務担当)

廃棄物収集作業向上研修会



井出保部会長による開会のご挨拶

日 時：平成28年3月11日(金曜日) 13時30分

場 所：大江ビル13階/第6会議室

参加者数：31名

内 容：初心者産業廃棄物収集運搬ドライバーを対象に車両点検、車両入退場の挨拶・確認事項、マニフェスト・車両表示板や緊急対応など必要事項の講義

講 師：井出 保(収集運搬部会長)



その他、理事会、組織広報委員会、危機管理委員会、法政策調査委員会、収集運搬部会、再生処分部会を開催しました。また、全国産業廃棄物連合会理事会、各委員会、各部会、各分科会に参画しました。

クローズアップ!

平成27年度不適正処理防止啓発グッズのイラスト大募集審査結果

不適正処理防止啓発活動の一環でタンブラーの側面イラストの募集事業を始めて3年目となりました。当初少なかった応募数も、年々増加し昨年度応募数の42点よりさらに増え、今年度は124点ものイラストを応募していただきました。応募作品のレベルも年々上がり、今年度は特に審査には苦労いたしました。せっかくですので審査内容について少し解説させていただきます。

優秀賞（渡辺麻未さん）の作品については、明るい色調の中で人や動物や製品が仲良く手をつないで「ナクソウフホウトウキ」「ココロモキレイ」のメッセージがとてもほのぼのとした作品となっており、審査員の票を集めた要因ではないかと思えます。

技能賞（永塚由美子さん）の作品については、一見キレイな洋風庭園を思わせるイラストの中に不法投棄された、ドラム缶や冷蔵庫などが描かれており、不法投棄が大切な自然環境破壊につながる行為であることが表現されており技術的にも素晴らしく技能賞とさせていただきます。

委員長賞（松原袖月さん）の作品については、地球がうちわを持っていてそこには「涼」と書かれておりこれは地球温暖化を表しており、横にはかえるが描かれており、「カエル」つまり資源に返るでありこれはリサイクルの大切さを訴えているのだと思います。とても9歳の小学生が描かれたイラストとは思えないほどのメッセージが込められており、文句なく委員長の一存で選ばせていただきました。

今後も不適正処理防止の啓発活動を続けてまいりますので、引き続きご理解ご支援のほど宜しくお願いいたします。

(公社)大阪府産業廃棄物協会 組織広報委員長 濱田篤介

優秀賞

さいたま市 渡辺麻未さん(20歳・美術系専門学生)



技能賞

大阪市 永塚 由美子さん(39歳・主婦)



委員長賞

大阪市 松原 柚月さん(9歳・小学4年生)



廃棄物処理先進事例調査

平成28年2月5日（金）13：30より本会再生処分部会の先進事例調査として兵庫県三木市にある大栄環境株式会社・三木リサイクルセンターを訪問し、堆肥化施設（コンポストファクトリー）について丁寧かつ詳細な説明を受けました。



第16回

大栄環境株式会社

■概要

商号 大栄環境株式会社
 代表者 代表取締役 金子文雄
 本社所在地 大阪府和泉市テクノステージ2-3-28
 設立 昭和54年10月17日
 事業の内容 廃棄物処理業・再資源化事業処理、
 再資源化に関するコンサルタント業、
 リサイクル施設の規格、設計、施工、
 運営管理業
 資本金 9,000万円



塩見部会長の挨拶

■コンポストファクトリー

大栄環境グループのコーポレートメッセージ「資源に変えるチカラ、自然に還すチカラ」の通り、最先端の自然発酵技術を駆使して食品残渣を、資源（堆肥）に変え、自然に還すと共に食品リサイクルの実践を行っている。



下田室長による会社概要の説明

施設所在地 兵庫県三木市口吉川町吉祥寺谷132-8（三木リサイクルセンター内）

沿革 平成26年9月16日 竣工

イオングループのイオンアグリ創造株式会社と「食品リサイクルループ推進に関する協定」を締結（隣接するイオン直営の三木里脇農場とイオンの各店舗、堆肥化施設とを結ぶ、全国でも最大規模となる食品リサイクルループの構築を目指す）

平成26年11月14日 再生利用事業計画「食品リサイクルループ」の認定を取得

平成26年12月1日 本格的に始動

平成27年11月 「食品リサイクル肥料認証制度」の申請

平成28年2月 同認証取得予定

施設 発酵方式 堆積発酵（通気型堆肥舎）

受入能力 約20,000 t／年（うち食品廃棄物 15,500 t／年）

処理能力 56.6 t／日

保管能力 1次発酵 1,916.0 m³

2次発酵 853.8 m³

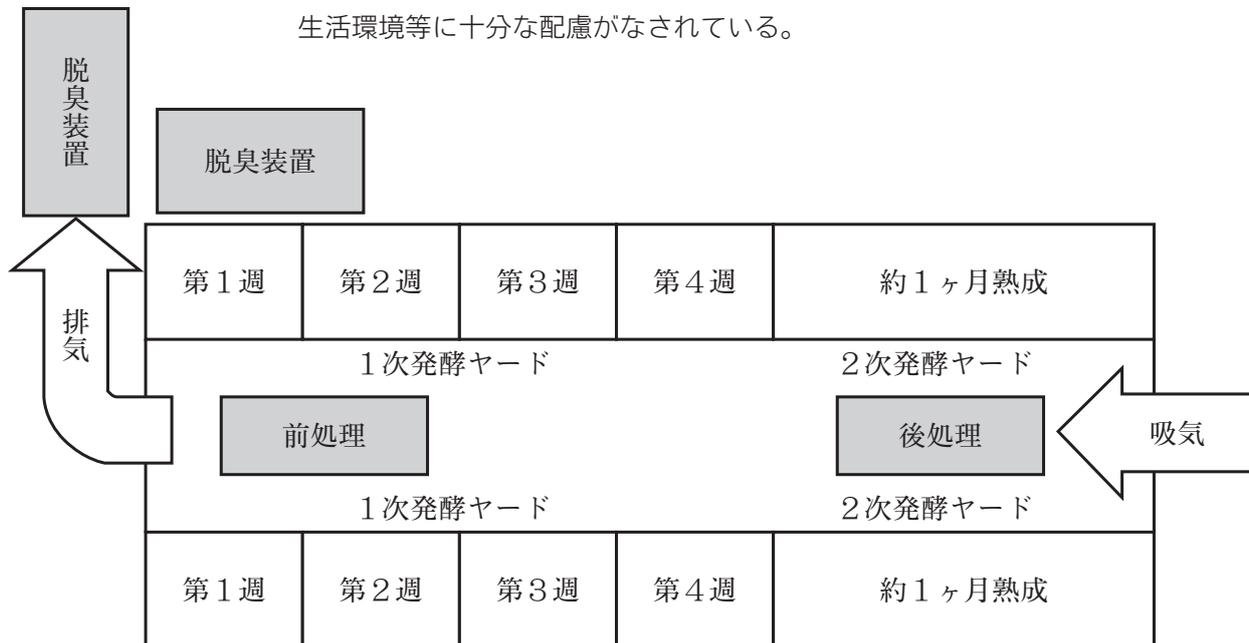
敷地面積 約9,000 m²

建築面積 約3,000 m²

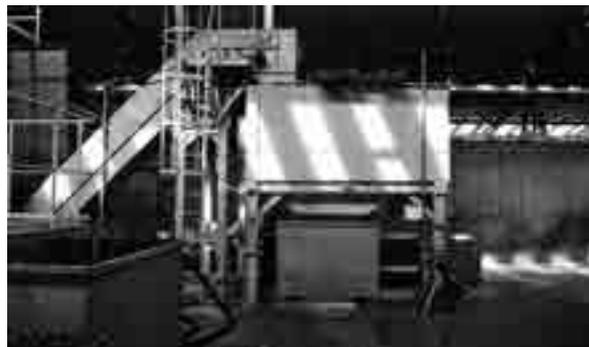
【現況】 初年度（平成27年度）は、約1,580 t／年の食品残渣を受け入れ、約316 t／年の堆肥を製造予定していたところ、実際には約3,600 tを受け入れたものの、その大半が水分である野菜の受入割合が増えたため、堆肥製造量は約108 tとなっている。

この堆肥は、本施設に隣接するイオン三木里脇農場10.6ha中6 haに利用されている。

【食品残渣から堆肥へ】本施設の内部は下図の通り、両側に5つのヤード、入口付近中央に前処理のための破砕機と脱水機、出口付近中央に後処理のための篩機がそれぞれ設置されている。また施設の外部には、ロックウール脱臭装置が2機設置されており、周辺的生活環境等に十分な配慮がなされている。



- ①受け入れた食品残渣は前処理により破砕（包装されたものは分別）、脱水処理後、1次発酵ヤードの「第1週」にて保管される。この際、発酵促進の補助材として自社破砕によるチップ（自然木）を混ぜ、攪拌。
- ②1週間ごとに「第2週」、「第3週」ヤードに移され、「第4週」終了後に、篩機により後処理が行われる。篩網（20mmと50mmの2種類）を通過したものは2次発酵ヤードに移され、通過しなかったものは、種菌として「第1週」ヤードに戻る。



前処理施設（破袋分離機）



後処理施設（篩機）



脱水機と脱水後の野菜くず

③ 2次発酵ヤードで熟成及び保管された堆肥はイオン三木里脇農場へ出荷。

【ロックウール脱臭装置】本施設で問題となる臭気についても、ロックウール脱臭装置により場外では、その臭気を感じることはほとんどない。



下田室長によるロックウール脱水装置の説明



ロックウール脱臭槽の説明を受ける部会メンバー



ロックウール(上)と
その臭気を入念に確認する部会メンバー(右)



2次発酵後の堆肥

脱臭槽には水分を適度に保持しつつ通気性が良好なロックウールが約2.5m堆積している。また、その中には微生物も加わっている。場内から送られた空気は脱臭槽の下部に送られ、臭気の原因となるアンモニア（水溶性）をロックウールに含まれる水分が溶解し、さらに微生物が分解する。

ランニングコストも微生物の生息に必要な水分を脱水層上部にある散水装置へ汲み上げるためのポンプ、また場内の臭気を送風する機器の電気代が大半を占め、比較的安価に抑えることができる。



塩見部会長



中村部会員

また、ロックウールが無機質であるため、腐敗することもなく、脱臭槽の中身を入れ替える作業が発生しないことも大きな利点となる装置である。

【地域への取組】昨年6月には「三木かんきょうフェスティバル」が開催され、大栄環境グループがイオングループと連携して「食品リサイクルループ」の取組が紹介された。神戸市や三木市などの子供たちと保護者の方、約500名が参加し、「食」と「農」の新しい環境づくりを身近に体験してもらおうと、本施設の堆肥で栽培された芋掘りも行われ、最後にはイオン農場で栽培されたレタスがプレゼントされた。参加者は、臭いの気にならない堆肥、またその堆肥化技術に大変驚いていたとのことである。



大栄環境グループによる環境教育活動

■まとめ

「毎年、規模を大きくし、フェスティバルを継続したい…」、施設をご案内いただいた下田室長、松本副所長のお言葉がとても印象的でした。

食品廃棄物の転売問題がクローズアップされる中、このように食品の大切さを、本施設による堆肥化事業や食品リサイクルループを通じ、地域の方々へ環境に対する考えを伝える取組みは、食品残渣の今後の展望を明るく変える先進事例と言えるのではないのでしょうか。

最後に、訪問にあたり、大変お忙しい中、長時間にわたり誠実にご対応、ご説明くださった、社長室室長の下田守彦様、三木事業所副所長の松本明利様に心からお礼申し上げます。

(文責) 河野 登志夫



星山副部会長の謝辞

電子マニフェストをはじめてみませんか！

マニフェスト制度とは産業廃棄物の処理を他者に委託する場合、適正に処理されたかを把握・管理するための制度であり、排出事業者の社会的責任を果たすとともに、不法投棄を未然に防止するための制度です。

電子マニフェストは、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者で産業廃棄物情報を共有することで、委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを確認できるようにしたシステムです。

電子マニフェストには以下のようなメリットがあります。

1) 操作が簡単で手間がかかりません



パソコンから簡単にマニフェスト登録や処理終了報告ができます。



自社で紙マニフェストを保存する手間や保管スペースが不要になります。



産業廃棄物管理票交付等状況報告は情報処理センターが行います。

2) 法令遵守



マニフェストは廃棄物処理法で記載が必要な項目が定められています。

電子マニフェストでは、必須項目が抜けていると先の画面に進むことができないため、記載漏れが起こりません。

また、収集運搬・処分終了報告の確認期限が近づくと、通知が届きますので、排出事業者は処理終了の確認漏れを防ぐことができます。

3) データの透明性



処理状況は排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が常に把握・確認できます。



修正や取消する際には、お互いの承認を必要とするため、1社だけでデータを修正・取消をしてしまうことはありません。



本社・支店など、産業廃棄物の排出場所と離れた場所からもマニフェスト情報を閲覧することが可能です。

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

サポートセンター TEL 0800-800-9023 月～金曜日(祝祭日を除く)の午前9時～午後5時

ホームページ <http://www.jwmet.or.jp/jwmet/>

新規入会会員紹介

正会員 平成27年11月～平成28年2月に入会した会員

株式会社 アーバンキープ

代表者	國中 秀明		
住所	〒573-0131 枚方市春日野2-2-1		
電話番号	072-859-0300	FAX番号	072-859-4682
業務内容	収集運搬業、中間処理業		

株式会社 井本興業

代表者	井本 圭一郎		
住所	〒665-0848 兵庫県宝塚市川面字長尾山15-327		
電話番号	0797-87-7127	FAX番号	0797-87-8911
業務内容	収集運搬業、中間処理業		

賛助会員

株式会社 ヱィクトリー

代表者	海原 壹一		
住所	〒583-0876 羽曳野市伊賀6-5-19		
電話番号	0729-54-5555	FAX番号	0729-53-5090
業務内容	土木工事・建築工事・電機工事・管工事等		

退会会員 平成27年11月～平成28年2月に退会した会員

正会員

社名 飯田環境(株)
 代表者 飯田 元子
 住所 大東市北条3-16-18-101

社名 (株)重田組
 代表者 大鶴 貴常
 住所 泉佐野市湊2-6-11

社名 (株)森田組炉材鋼業所
 代表者 森田 昌恵
 住所 尼崎市長洲東通1-3-9

賛助会員

社名 根来産業(株)
 代表者 根来 孝式
 住所 堺市西区築港浜寺西町8-13

入会のメリット

社会的信用の向上

本会の事業は、環境分野における不特定多数の利益の増進に寄与するものです。そのような事業を推進する団体に入会することは、取引先や顧客（一般消費者）、さらには融資元等から環境意識の高い企業として認知され、社会的信用を得ることに繋がります。CSR（企業の社会的責任）が、もはや世間の常識となっている現在、以上の傾向は今後ますます強くなっていくものと考えられます。

相談・助言を受ける機会の優先

排出事業者にとっても、産業廃棄物処理業者にとっても、廃棄物処理法や関係法令は非常にかかわりの深いものです。しかしながら、これほど解釈・運用の困難な法令も珍しく、専門的な相談・助言を受けたいと思われている方は多数いらっしゃると思います。本会に入会すると、廃棄物処理法に関する講演・執筆等の実績が豊富な常駐の職員による相談・助言を優先的に受けることができます。

建設業の経営事項審査の加点対象となります

建設業法施行規則の一部が改正されたことに伴い、平成20年4月1日より経営事項審査の評価項目及び基準が見直され、社会性評価の項目の中で、防災協定を締結している業者には、加点数が従来の3点から15点となり大幅な引き上げとなりました。本会は平成18年3月27日に大阪府と「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」を締結しており、会員の皆様は、本会交付の証明書により、この制度をご活用いただけます。証明書発行を希望される方は、「経審の防災協定に係る協会加入証明交付願」をダウンロードしていただき、全てご記入のうえ、協会へ申請してください。詳細は協会事務局までお問い合わせください。

講習会・研修会への無償又は割引参加

本会が実施する廃棄物管理士講習会に通常の半分の費用で受講できます。また、産廃塾、リスクアセスメント推進研修会、廃棄物収集作業向上研修会、施設見学会には無償で参加できます。

法令集・技術資料集・手引書等の無償又は割引入手

本会が発行する刊行物を無償で、又は割引して入手できます。また、個別の希望に応じ、適当な資料等の提供を受けることもできます。

意見交換、福利厚生

定例開催される、会員間の懇親・親睦を深めるための会に参加できます。

新入会員懇親会を開催しました

平成27年4月から11月までに本会にご入会された正会員5社、賛助会員3社のうち(株)井本興業、植田油脂(株)、(株)総環、(株)大都、大和建设(株)、(株)ダストライ、丸神商事(株)の皆様にご参加いただき、平成28年1月27日に第1回新入会員懇親会を開催致しました。

冒頭に片淵会長から協会事業や各委員会・部会の活動紹介があり、協会が実施する各種行事や研修会への積極的な参加が呼び掛けられました。続いて出席者の自己紹介があり、その後は昼食を取りながら活発な情報交換がなされました。



上段左から松田専務理事兼事務局長、井出副会長、浜野副会長、片淵会長、白坂副会長、濱田理事兼組織広報委員長

下段左から植田油脂(株) 取締役副社長 門口賢治氏、大和建设(株) 代表取締役 久禮勝彦氏、(株)総環 課長 福田英克氏、(株)井本興業 代表取締役 井本圭一郎氏、(株)ダストライ 代表取締役 木村雅俊氏、丸神商事(株) 山田直良氏、(株)大都 次長宮本佳則氏

会員の皆様へ 皆様の事業場に訪問し、 交流を深める活動を行っています！ ～会員組織の維持強化を図るための 訪問交流について(ご対応のお願い)～

本会では、目下、会員の皆様に対し、私どもが取り組んでいる事業について直にお聞きいただいたり、反対に皆様が私どもに対してお持ちのご意見やご要望について直に伺うことを通じ、皆様に、よりメリットを感じていただけるような団体として活動していくため、順次、訪問いたしております。

つきましては、本会の青年部員が参りました折には、ご対応いただきたく、お願い申し上げます次第でございます。ご多用の中、誠に恐れ入りますが、以上の趣旨をご配慮賜り、何とぞ、ご協力くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

お問い合わせ先＝公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
事務局 福原 / 辻岡
電話番号 06-6943-4016

新刊 紹介

「大規模災害に備える災害廃棄物対策強化の要点」

—解説・廃棄物処理法・災害対策基本法の一部改正—平成27年

編集：一般財団法人日本環境衛生センター

(出版社：一般財団法人日本環境衛生センター 定価：1,300円+消費税 発行日：平成27年12月)



東日本大震災の発生後、近年の災害の教訓も踏まえ本改正法で対策強化がなされました。本改正法の内容を的確に理解し、災害対策の推進に、必携の一冊です。

改正条文を逐条解説、改正法に係る制度整備の背景と今後の取組等を収録。

「三訂版 廃棄物処理早わかり帖」

著者：英 保 次 郎

(出版社：東京法令出版 定価：1,900円+消費税 発行日：平成27年12月1日)



廃棄物の処理は、地球温暖化と並んで、最も注目されている問題です。

これまで、最終処分場の確保、処理施設建設に伴う地元とのトラブル、ダイオキシン問題、岩手、豊島、青森などの不法投棄など廃棄物に関わる様々な課題が次から次へと起こり、廃棄物問題はひっ迫しています。

この事態を打開するため、廃棄物の処理の範疇からより広い概念でとらえ、「循環」という観点で問題を解決しようという方向の流れがあります。ところが、廃棄物発生過程をはじめその処理・再生においても複雑で多岐にわたっており、全体像をなかなか理解し難い上に、廃棄物処理法がその時点での問題解決のため、何度も改正がなされ、環境諸法の中でも最も理解しにくい内容となっています。

一方、企業、自治体においては、環境・廃棄物についてよく内容を理解している人材が大量退職し、それぞれの職場がますます手薄となってきています。このため、廃棄物処理法を中心として、廃棄物を十分理解できていない人でも理解できるように、初級向けの解説書を作成しました。また、今回の改訂に当たって、平成27年7月現在の内容としました。

都道府県や市町村の担当者、廃棄物処理業者、排出企業、技術管理者などの幅広い分野の方々にご活用いただき、廃棄物の適正な処理に資することを切に希望しています。

Member	会社名 株式会社 関電L&A			
会員紹介	住所	大阪市西淀川区歌島2丁目4番7号		
	代表者名	迎 陽 一	代表者役職	代表取締役社長
Information	従業員数	205名	会社設立日	昭和27年9月29日

H I S T O R Y



代表取締役社長

迎

陽

一

インタビュー

本 社：大阪市西淀川区歌島2丁目4番7号
 処理施設所在地：南港作業所 大阪市住之江区平林北1-1-3
 堺作業所 堺市堺区戎島町5-43-5
 事業内容：産業廃棄物収集運搬業
 産業廃棄物中間処理業
 リース（機器・自動車）業
 損害保険業・生命保険業
 自動車整備、钣金、販売
 各種イベント他企画・運営
 電力用資機材販売

URL <http://www.kla.co.jp/index.html>

沿 革

（産業廃棄物処理に関するもののみ）

- 昭和27年 創立 関電製作所 大阪市福島区兼平町
- 昭和29年 製材部創設 木柱の処理を開始
- 昭和48年 コンクリート柱処理事業を奈良県で開始
- 昭和51年 碍子くず処理事業を大阪市で開始
- 平成16年 株式会社関電製作所から商号を株式会社関電L&Aに変更

現在に至る



I N T E R V I E W

関西電力グループの一員として幅広くビジネスをサポート 環境ビジネスだけではなく、高効率の電気の空調・給湯機器などのリースをはじめ、 保険事業、自動車の整備・販売など幅広くビジネスを展開

- 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。関西電力グループともなれば多種多様な企業で構成されていると思いますが、その中における御社の事業内容について教えていただけますか。

関西電力グループは、連結決算や人を出しているところを含めると、104社ほどになりますが、その中でも当社は関西電力のグループ会社としてグループ全体の車両のリース・整備、各種設備のリースおよび設備損害保険、その他グループ従業員向け各種損害保険の代理店業務を主として実施しています。

これらの事業とは異なりますが古くは木柱電柱の処理事業を行っていた流れから現在ではコンクリート電柱、碍子くずの処理業務を推進しています。

廃棄物の処理業務はお客様皆様方の信頼を得るべく関電グループのCSRを軸とするゼロエミッション化を図る活動の一助となっています。

廃棄物処理業は木柱電柱処理から始まりました。昭和29年からの事業です。関西電力から排出された木柱を製材会社に販売する事業で木柱は建築資材、土木資材の仮設備として活用されました。しかし、米材[※]の輸入により製材業界は衰退し、この事業も同様に衰退してしまいました。また電力も木柱電柱からコンクリート電柱に主体は変わり徐々にコンクリート電柱の処理依頼がなされるようになり、コンクリート電柱の有益なリサイクルがその任務に代わるようになりました。これに引きずられ碍子くずも処理するようになったわけです。

※アメリカからの輸入木材



- 現在、お仕事をされていて、産業廃棄物処理業界を取り巻く環境、景気等、どのように感じられますか。

当社が処理している産業廃棄物はその出所が限られ、どこからでも排出されるものではありません。そのことは逆に排出物は排出箇所が責任を持って処理しなければならないものだと思います。コンクリート電柱、碍子くずは電力事業者、鉄道事業者、有線電話事業者から排出されるもので地域に広く分散されて排出されています。このことは処理事業が如何に難しいことを表しています。収集運搬に高い運搬費が必要であり、処理数量に比べ多額な処理設備費が必要になります。しかしコンクリートくず、陶磁器くず類のリサイクル率は環境省の調査データにしても埋立処理する率が多いことが発表されていることから排出事業者としても責任ある行動を行う必要があることだと思います。

産業廃棄物処理業全体の動向としては最終処分場の処理能力の減少、処分場自身の設置困難等のためリサイクル事業を確実にやっていく必要があります。またその使命であると思います。しかし、製造事業に比べリサイクル事業は多額な費用が掛かるとともにリサイクル商品が飛ぶように売れるというものではありません。よって産業廃棄物業界は排出事業者、商品をお買いになるお客様が一体となって支える必要のある業界だと思います。そのため地道に確実な責任ある処理を行っていくことが業界全体の行く道だと思います。景気に左右されず確実にやっていくことが大切なことだと思っています。

I N T E R V I E W

産業廃棄物の100%リサイクルを目標に「ゼロエミッション」に寄与

●事業内容であるコンクリート電柱と碍子のリサイクルについてお話を聞かせて頂けますか。

当社のリサイクル事業の原点についてはお話しした通りです。では個別にその実態をご説明します。

まずコンクリート電柱のリサイクルですが関西電力管内で発生する電柱の約9割の年間17,000本を処理しています。堺作業所には収集運搬の運転手を含め7名の従業員がいますが毎日100本程度の電柱が運び込まれ、2台の処理機を運転して処理しています。ここには日本で3台しかないという油圧型破碎機（連続）を設置しています。（写真①）

1本の電柱が約5分でコンクリート塊と電線に分離できます。作業員も2～3名で運転できる優れたものです。もう一台の処理機は重機型破碎設備で掘削機械の先端のアタッチメントをかみ砕けるように改良したものです。（写真②）



運転の熟練性が必要ですがこれも短い電柱であれば5分程度で鉄筋と分離できます。破碎されたコンクリート塊は、道路路盤材に、もしくはさらに細粒化して鋼管を埋設する際の敷き砂として活用されています。（写真③）



碍子くずのリサイクルですが、同じように関西電力管内で発生する碍子の8割から9割の年間1,400トン进行处理しています。南港作業所には収集運搬の運転手、アルバイトを含め9名の従業員がいます。（写真④）

碍子くずはその欠点である破碎時に発生するシャープなエッジにより、そのリサイクルが限られていたのですが、当社は関西電力、近畿大学との共同研究の成果としてエッジの無い小石状に加工することに成功しました。小石はエクステリア商品としてホームセンターで販売されお客さまに白くて品の良いお庭ができたことと喜ばれています。踏み固めると防犯砂利にもなり、またある程度敷き詰めると防草材ともなります。（写真⑤・⑥）



研磨完了後の碍子

路面温度20度低下は画期的な成果だと思えます。（写真⑦）

このような取り組みにより関西電力の目指すゼロエミッション化を支える一要因となっていることを誇りに思います。



遮熱舗装施工完了（中央白い歩道部）

●使用済み碍子の有効利用技術についてお話をお聞かせいただけますか。

碍子くずの処理は、排出事業者には頭の痛いものでした。なんといっても破碎時のシャープなエッジは

I N T E R V I E W

手を切り、靴を切り、埋めても再掘削時にはまたまた厄介なものになってしまいます。細かく砕いて粉にして道路路盤材としても、この材料だけでは支持力が得られず粒調材と混合する必要があります。細かく砕く手間と材料を混入する手間がかかり処理費用は多額となります。

そこで当社は細かくせず小石状にしてエクステリア商品として販売する計画を立てました。近畿大学の理工学部佐野客員教授からエッジを取る技術提案を受け、また奥村機械製作㈱からは連続して研磨できる設備の設計協力を得て、研磨設備を開発し特許を取得することができました。
(写真⑧)



さらに碍子くずは単純破碎すると長片状に割れて小石状にならないという問題点があるのですが2次破碎機に工夫を凝らし小石状への製造に成功しました。この機械でも特許を取得できました。

小石仕様よりも大きいサイズは、再破碎したり、そのまま購入して頂けるお客様に販売しています。小粒径のくずは現在コンクリート骨材の置換え材に、またマルチング材（防草材）の基盤材として販売を進めています。

特徴的なのは研磨した際の集塵材です。これをセメントと混ぜアスファルト表面に浸透させると路面温度が20度程度も低下する効果が確認できたことです。真夏のアスファルト路面温度は70度近くにも上昇し、都市のヒートアイランド現象の一因ともなっています。この温度低下効果は2020年東京オリンピックのマラソン等の道路競技の選手への一助ともなると思い提言を開始しています。



これらの取り組みについて平成27年度「資源循環技術・システム表彰」に応募したところ経済産業省産業技術環境局長賞を受賞いたしました。
(写真⑨)

私たちの技術、努力が認められたと大変うれしく思っています。

これらの技術は当社一社に限るものではなく全国で処理に苦戦している方々への手助けになるものと思っています。

地域社会の発展に向けて

地域社会の発展なくしては、自らの発展はありえない

●関西電力グループではCSR行動原則として地域社会の発展へ積極的な貢献をされているようですが、関電L&A様ではどのような活動をなされていますか。

先ほど述べましたように、当社の事業は関西電力グループのCSR事業を推進しているものと自負しています。

お客さまの身近にあった電柱、碍子がリサイクルされ道路の路盤材として、またエクステリア商品として皆様のお宅のお庭をきれいに質の良い雰囲気をもたせてくれる材料として活用され、お役にたっているということは大変うれしいことだと考えます。

関西電力グループは地域のお客さまと社会のお役にたつことを大きな使命と考えています。この一助を担っていることは大きな使命と考え事業を推進していく所存です。

電力の自由化もすぐそこに近づいてきています。選ばれる会社としての信頼は地域社会の発展と共にあるものです。



I N T E R V I E W

- 会社発展のためには、地域社会への貢献だけでなく、従業員の発展も欠かせないと思いますが、従業員教育や職場環境の充実などに向けた取り組みを教えてください。

当社の従業員は205名で、その半数は自動車整備事業を担当しています。廃棄物処理に携わる従業員は約30名です。過去においては埋立せざるを得なかった時もありましたが現在では100%リサイクル推進に全従業員が使命感を持って取り組んでいます。環境破壊を防ぎ、効率よく、良品を商品化するのに使命を持ち一丸となって邁進しています。事業の推進には人材が必要ですが、安全性を考えると機械化が一番です。できるだけ機械化を図り人力を管理方面に向けるよう考えています。

事業を推進する優れた指導者とそれをフォローしていく作業員とのコンビネーションが必要でしょう。

作業所では、こんなことで困っていると問題点が発掘されればすぐに機械化が図れないかメーカーと積極的にアイデアを出すようにしています。特に碍子のエッジは非常に危険ですので、怪我の無いように事前に安全確保に励んでいます。また設備の騒音には注意しています。周辺の会社から騒音苦情が無いように機械室の密閉化とかを図るとともに機械室の無人化を図りました。

労働環境の面では従業員の休憩をなるべく多く、また熱中症対策には冷水器を置いたり、扇風機を配置したりして気を使っています。従業員がいなければ事業が推進できません。

関電L&Aの更なる発展を目指して…

- 今後の事業展開においては、現在の業務内容に更に特化していく、又は、新規分野へ参入していくなど色々あるかと思いますが、どのようにお考えですか。

当社の事業は関西電力の事業推進のサポート役を基本としていますが、地域の皆様方のご意見、ご要望があれば積極的に拝聴するというには前向きに考えています。しかし建設廃材のコンクリートの処理事業を始めるとかいうことはありません。実はコンクリート電柱処理にしても建設廃材も一緒に進めれば経営上は楽になるとは思いますが、当社の許可項目はあえて特化した廃棄物に限っています。専門的に特化した廃棄物を技術的に廃棄物となった時点の上流からリサイクル商品化した下流まで大切に流れを進めることが当社の責任と思っています。

現在関西電力からの廃棄物のみではなくJR西日本から排出されるコンクリート電柱、碍子くずも処理しています。私たちの取り組みが認められ他社系列からも処理依頼が来ることになったのは大変有難いことだとうれしく思っています。

さらにこの取り組みが沖縄、北海道での同じような処理会社が展開しようという意気込みまで聞いています。全国で展開され地産地消で推進されることは、とてもうれしいことです。



- 事業展開といっても様々なスタイルがあるかと思いますが、その上で一番大切なことは何だとお考えですか。

基本中の基本ということでしょうか、やはり人材だと思います。特に熱意があり、引っ張っていく勇氣、気構えがある人材の必要性を強く感じます。レールの上を歩いているのは一番いいのですが、レールをどこに引いていこうかという意欲はもっと必要です。近畿大学の佐野教授からは「道路にはいろいろなものを入れることはできるがゴミ箱ではない」という一言を頂戴しています。リサイクル品を活用するには適した必要のある特性を持たせたものに変える必要があります。単に処理しました、単に道路材料にしました、だけではいけないと思っています。どうしたらもっと良い商品になるか、どうしたらもっと喜ばれるか、こういうこと考える人材が必要です。保守ではなく改革を進め、昨日よりも一歩進んだ行動ができるようになれば廃棄物問題は解消されるでしょう。

I N T E R V I E W

●最後に、社長の夢をお聞かせいただけますか。

これまでにお話した中で、ずいぶん気持ちを述べさせていただきました。当社は関西電力グループの数少ない産業廃棄物処理会社で、関西電力のみならず多くの同様な廃棄物処理に困っている会社を手助けでき、社会のお役にたてる会社となることを望んでいます。リサイクル商品が東京オリンピックの道路に使われ、良い記録が達成されたとなれば望外の喜びとなるでしょう。

取材ではお世話になりました！



代表取締役 迎 陽一 様
8年前からマラソンを始め、今ではフルマラソンを4時間台で完走！読書も趣味で源氏物語も全巻読破！



取締役 高橋 修 様
学生時代はアイスホッケーに打ち込み、今はアイススケートとお酒を楽しんでいます。



事業部 環境ビジネスグループ
課長 津熊 茂 様
趣味はゴルフ、300ヤード飛ばせませす。休日は地域の消防団の分団長として活躍中！

わが社のホープ！

(頑張っている従業員の紹介)

氏 名	津 熊 茂
役 職	事業部 環境ビジネスグループ 課長
仕事内容	<p>私は平成15年から産業廃棄物処理事業の担当になりました。当初は何をしていいのかわからず先輩の後を付いていだけでしたが、現在は一人前になれたと自負しています。碍子処理事業は南港で本当に小規模の設備で行っていましたが、関電のゼロエミッション達成のため設備の増強を繰り返したため今ではとても狭い敷地になってしまいました。その中でも特許を2件も取得でき、また経産省の局長賞まで受賞する設備になったことは目を見張る程のビックリポンです。</p> <p>自分でも多くの知識を取得しました。はっきり言って学歴もない私が大学の教授と対等にお話できるようになりました。</p> <p>今後も正しい知識で法令違反の無い積極的な事業展開に励もうと思っています。特に大阪府産業廃棄物協会さんにはいろいろとご助力を仰ぐことができました。今後ともよろしくご指導、ご協力いただくようお願いいたします。</p>

会社から
の一言

廃棄物処理事業に長く携わっており、知識、経験は多くのものがあります。最近の処理事業の進展には良く部長を補佐し、安全に、また確実に、慎重に進める努力は人一倍のものがあります。今回の経済産業省産業技術環境局長賞受賞にも多くの貢献をいたしました。今後も事業の中心として大いにその力を発揮していくものと期待しています。

Clean Life

クリーンライフ

これまでに発行したClean Lifeのバックナンバーをご用意しております。数に限りがございますので、ご希望の方はお早めに事務局までご連絡下さい。

HPでご覧頂けます <http://www.o-sanpai.or.jp/>

● 港湾における船内廃棄物の受入に関するガイドライン(案)



第53号 (平成25年5月31日発行)

● 廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)について



第54号 (平成25年8月30日発行)

● 必携！廃棄物処理のためのガイドライン・マニュアル等



第55号 (平成25年12月6日発行)

● 第1回地球環境保全のための3R推進フォーラム開催



第56号 (平成26年3月27日発行)

● 低濃度PCB廃棄物の洗浄処理



第57号 (平成26年6月20日発行)

● 水銀廃棄物の処理に関する論点と考え方(案)について



第58号 (平成26年9月29日発行)

● 未来のごみ処理のあり方を考えるフォーラム



第59号 (平成26年12月5日発行)

● 國中賢吉会長 平成26年秋の叙勲への感謝の言葉
● 第2回地球環境保全のための3R推進フォーラム「地域における3R社会の未来」



第60号 (平成27年3月26日発行)

● 7月1日スタート！大阪府による土砂埋立て等の規制



第61号 (平成27年6月19日発行)

● 進む！災害廃棄物対策の整備
● いよいよ始まるマイナンバー制度



第62号 (平成27年9月25日発行)

● 改正廃棄物処理法 政省令案等の概要
● 医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル



第63号 (平成27年12月4日発行)

BACK

バックナンバーのご案内

NUMBER

連絡先：公益社団法人大阪府産業廃棄物協会 TEL.06-6943-4016

公益社団法人 大阪府産業廃棄物協会の

分かりやすく コンパクト 必携の一冊

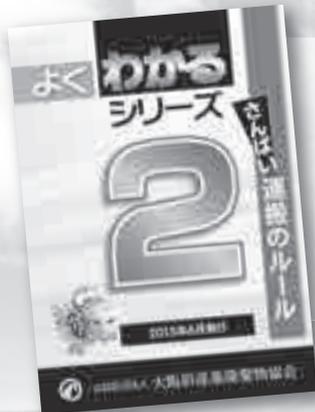
よくわかるシリーズ1

産業廃棄物の処理の委託をするときに不可欠な manifests のしくみを分かりやすく解説！本冊子では manifests の書き方や各伝票の運用方法を記載例、フロー図などを駆使しながら分かりやすく説明しています。巻末には manifests についてよく質問される事柄を Q & A 方式で掲載！産業廃棄物の処理を委託する方、される方に必携の一冊です。



よくわかるシリーズ2

産業廃棄物を運搬するときに、守らなければならない処理基準を中心に解説！収集運搬車両の表示板、積替え保管する場合の基準、施設（車両）の使用権限から大阪府流入車規制など、収集運搬において必要となる事柄をコンパクトにまとめた一冊。巻末には収集運搬についてよく質問される事柄を Q & A 方式で掲載！産業廃棄物の収集運搬をされている方には必携の一冊です。



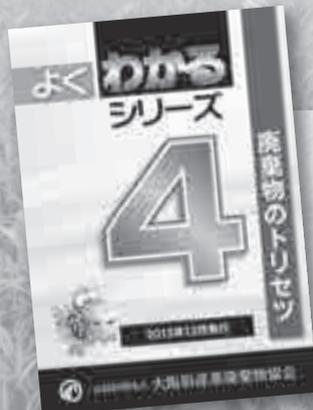
よくわかるシリーズ3

許可の有効期限の延長など、産廃処理業者にとって数々のメリットがある優良産廃処理業者認定制度を分かりやすく解説！優良認定を受けるための5つの基準を解説するだけでなく、過不足なく申請事務を行えるよう、チェックリストも収録。巻末には、優良産廃処理業者認定制度についてよく質問される事項を Q & A 方式で掲載！優良産廃処理業者の認定を目指されている方には必携の一冊です。



よくわかるシリーズ4

これは産業廃棄物か一般廃棄物か？産業廃棄物の種類の何になるのか？など廃棄物の適正処理の基本となる判断基準を中心に解説。廃棄物の取扱説明書として必携の一冊です。



廃棄物法制等普及促進シリーズ

連絡先：公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
TEL.06-6943-4016

Vol.4~10までHPでご覧頂けます
<http://www.o-sanpai.or.jp/>

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.1
● 通知で見る廃棄物処理法



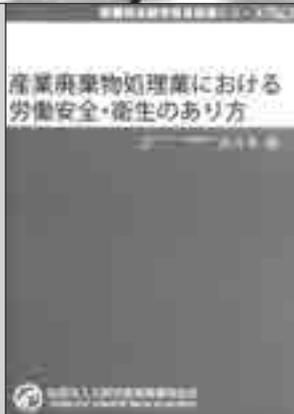
2009年4月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.2
● 産業廃棄物処理業の
経理的基礎のあり方



2010年3月31日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.3
● 産業廃棄物処理業における
労働安全・衛生のあり方



2011年3月31日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.4
● 産業廃棄物処理業における
ヒヤリ・ハットの事例分析



初版 2011年12月1日発行 第2版 2015年12月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.5
● 廃棄物収集作業マニュアル



初版 2012年5月1日発行 第2版 2016年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.6
● 循環資源市場実態レポート



2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.7
● 産業廃棄物埋立処分場の
公共関与のあり方



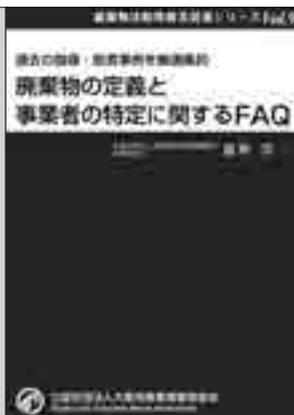
2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.8
● 汚染土壌処理の
法規と実態



2014年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.9
● 廃棄物の定義と事業者の
特定に関するFAQ



2014年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.10
● 産業廃棄物処理業に関する
BCP策定ガイドライン



2014年12月1日発行



編集後記

新年からあっという間に3か月が過ぎ、春らしい季節となりました。卒業式や入学式の準備などで若い青年部の人らはあわただしくしているようであります。今年は廃水銀や特管物の法律改正などでまた、いろいろな勉強しなければならないことが増えて初老である私の脳を何とか活性化しながら日々邁進いたしております。都市圏では只今解体現場が大変な活況が続いておりますが、いよいよ今年4月から建設現場については社会保険に加入しなければ現場に入れなくなる^{注1}現場（実際は平成29年4月）が実験的に増えてきて元請の考え方と末端の作業員との考え方の違いで中間の施工業者は大変なことになっているようであります。解体工事が躓けば、廃棄物排出処理、のちの建設工事まで様々な工程に影響が及ぼす可能性があります。厳しいようにも感じられますが、本来は、社会保険の加入や納税もしていることが当たり前であり、今まである意味得をしていたと考えて初心に戻ってきちっと社会保険料を支払いしてほしいものです。せっかくいい現場が溢れかえっているのに、大変もったいない気持ちになります。聞くところによるとネオン街の夜行性の人たちも確定申告をするようになったようでございます。

関西ではお陰様で海外の訪日観光客が増えてこれからも観光ホテル関連では改装工事とか益々活況になる勢いでございます。勢いのある大量の廃棄物を思いっきりリサイクルして我々産廃業界から“大阪から日本を元気に！”を合言葉に一発いったりしましょうや！

注1：平成27年3月25日改訂の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」による

田中（公）

Clean Life vol.64

編集 公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
組織広報委員会

委員長	濱田篤介
副委員長	田中公治
副委員長	高好健二
委員	尾崎正孝
委員	片瀨則人
委員	渋谷和義
委員	高田実佐大
委員	福田勝
委員	吉本聖美
事務局	福原睦美

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）
 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会
近畿地区 平成28年度日程表

講習期間、受講料	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物管理責任者講習会
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
	2日間 ¥30,400	3日間 ¥48,300 (※1)	3日間 ¥46,200	4日間 ¥68,000 (※2)	1日間 ¥20,000	2日間 ¥25,200	1日間 ¥14,000
平成28年 4月					大阪会場：22日		大阪会場：21日
5月	京都会場 10日～11日	奈良会場 17日～20日			兵庫会場：31日		京都会場：31日
6月	兵庫会場 16日～17日 奈良会場 21日～22日 大阪会場 29日～30日				京都会場：1日 奈良会場：23日		兵庫会場：1日 大阪会場：28日
7月	和歌山会場 27日～28日		兵庫会場 5日～7日		兵庫会場：20日		兵庫会場：21日
8月	京都会場 23日～24日	兵庫会場 23日～26日			滋賀会場：3日 大阪会場：19日	京都会場 3日～4日	滋賀会場：4日 大阪会場：18日
9月	兵庫会場 15日～16日 大阪会場 28日～29日				京都会場：6日 和歌山会場：15日		京都会場：7日 和歌山会場：16日
10月				大阪会場 17日～21日		兵庫会場 13日～14日	兵庫会場：12日
11月	滋賀会場 8日～9日				大阪会場：2日 奈良会場：17日		大阪会場：1日 奈良会場：18日
12月	大阪会場 14日～15日				京都会場：14日 兵庫会場：21日		大阪会場：13日 兵庫会場：20日
平成29年 1月	兵庫会場 17日～18日				大阪会場：26日 滋賀会場：26日		大阪会場：25日 滋賀会場：27日
2月	京都会場 7日～8日 和歌山会場 22日～23日		大阪会場 1日～3日		兵庫会場：3日 京都会場：22日 和歌山会場：24日	大阪会場 22日～23日	兵庫会場：2日 京都会場：23日
3月	大阪会場 8日～9日	京都会場 7日～10日			大阪会場：16日		大阪会場：15日

注1 産業廃棄物処分課程に収集運搬課程を追加される場合、講習期間は4日間になります。

注2 特別管理産業廃棄物処分課程に収集運搬課程を追加される場合、講習期間は5日間になります。

受講申込み、お問い合わせ先

滋賀会場  (一社) 滋賀県産業廃棄物協会 〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-30 TEL：077(521)2550 (こうぜんビル2階)	大阪会場  (公社) 大阪府産業廃棄物協会 〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 TEL：06(6943)4016 (大江ビル3階)	奈良会場  (一社) 奈良県産業廃棄物協会 〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代580-4 TEL：0744(33)8800 (南部環境開発ビル5階)
京都会場  (公社) 京都府産業廃棄物協会 〒601-8027 京都市南区東九条中御霊町53番地の4 TEL：075(694)3402 (Johnsonビル2階)	兵庫会場  (一社) 兵庫県産業廃棄物協会 〒650-0023 神戸市中央区栄町通2丁目4番14号 TEL：078(381)7464 (日栄ビル3階)	和歌山会場  (一社) 和歌山県産業廃棄物協会 〒640-8150 和歌山市十三番丁30番地 TEL：073(435)5600 (酒直ビル3階)

Clean Life vol.64

クリーンライフ

第64号



平成28年3月25日発行

発行責任者 公益社団法人

大阪府産業廃棄物協会

〒540-0011

大阪府中央区農人橋1-1-22

TEL : 06-6943-4016

FAX : 06-6942-5314

会長 片 渕 昭 人

組織広報委員長 濱 田 篤 介

